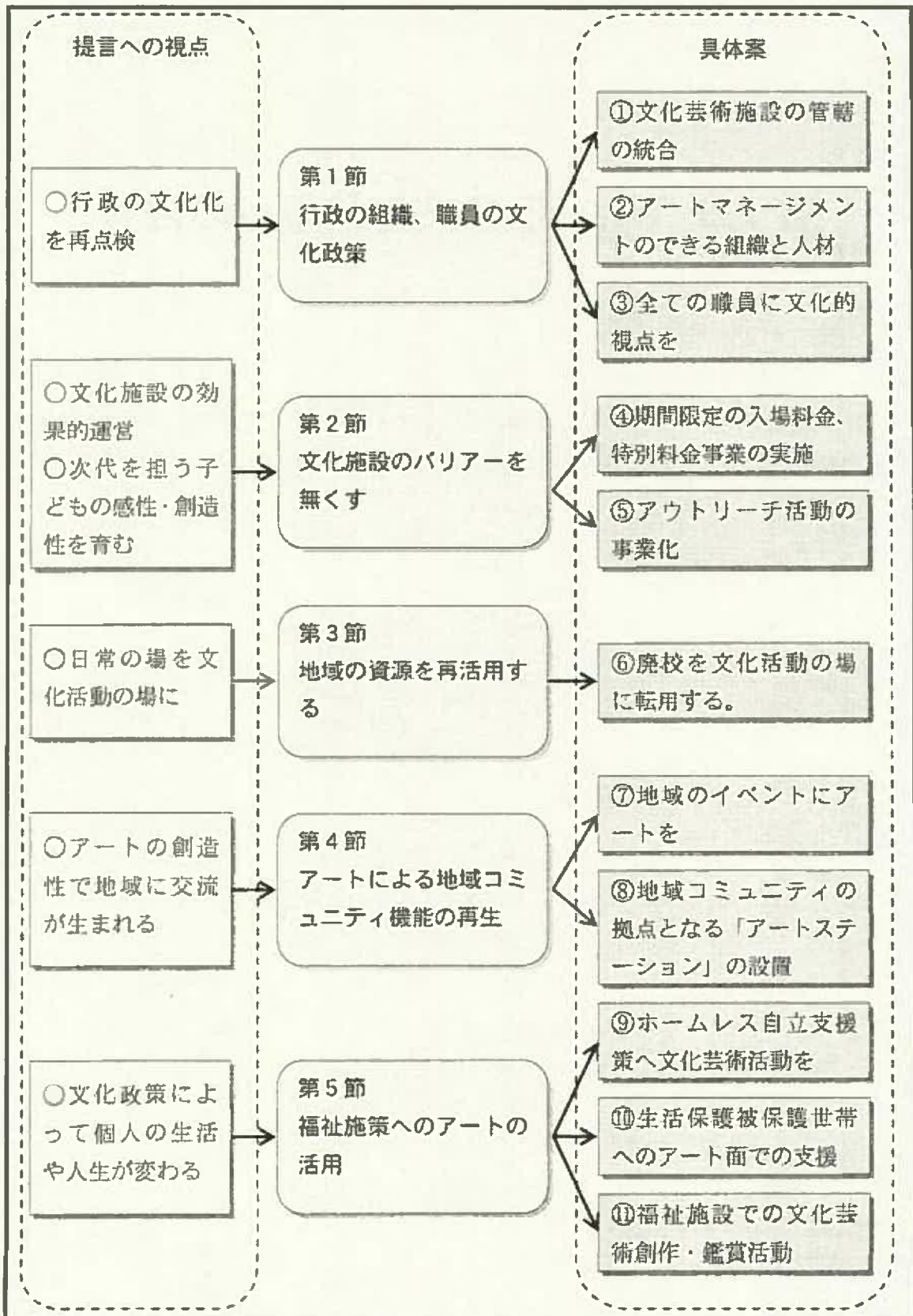


第5章 川崎市の文化政策への提言

海外都市の調査や市内での市民活動事例から見てきたことを踏まえ、川崎市が今後文化政策を進めていく上で有効ではないかと考えたいくつかの具体的なプランを提言したい。

提言の構成と概要



第1節 行政組織、職員の文化政策

「行政の文化化」という言葉が使用されるようになってからかなりの年数が経過した。本市でも1997（平成9）年策定の「川崎市文化マスタープラン」において「行政の文化化の推進」を図り、「行政の文化化をとらえ直していく」⁵⁴としている。「行政の文化化」とは、行政の事業手法や事業価値等を文化の視点から見直し、行政の各施策に文化的センスを導入していくことにより、行政全体を文化的な面から改革していこうということをねらいとしているものである⁵⁵。それは、単に行政職員が文化に対する理解を深めるということではなく、行政自身の文化水準を問い直し、その改善、改革をはかるということを基本定義とし、何よりも行政職員のなかに「市民」の視点を確立することとされている⁵⁶。

また、文化領域は行政職員にとって「何かしらの『開発』『掘り起こし』を行う必要がある」ということであり、それはまったく何もないところから何かを生み出すという、行政がもっとも不得意としている分野⁵⁷であると言われているが、効果的に文化政策を進めるため、行政側の体制及び職員の姿勢などについてナント市の調査から見てきた点を中心に考察する。

1 ナント市との比較

ナント市と本市の文化担当組織と職員に関する主な相違点は以下のとおりである。

【表5-1】文化担当組織と職員に関するナント市と川崎市の比較

	ナント市	川崎市
文化担当セクション	文化局	市民局 (文化財保護、生涯学習等は教育委員会)
文化施設、美術館、図書館等の管轄	文化局	教育委員会 (音楽ホール等は市民局)
文化担当職員	芸術事業の制作業務等の経験者を採用	一般の事務職員
職員異動サイクル	長期 (国や他自治体の文化セクション等へ転職するが多い)	概ね3～5年

⁵⁴ 「川崎市文化マスタープラン—個性豊かな市民文化の創造をめざして—」1997（平成9）年3月、23頁。

⁵⁵ 「川崎市文化マスタープラン—個性豊かな市民文化の創造をめざして—」1997（平成9）年3月、22頁。

⁵⁶ 中川龍郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年、77頁。中川氏は「行政の平等性、中立性、効率性の3原則」に安住するかぎり、「地域特性や住民特性に応じたきめこまやかな文化行政は実現できない。」とし、「形式的中立性にとじこもるかぎり、住民の『市民化』に向けたアプローチも不可能」となり、「効率性の過剰な追求が、都市インフラストラクチャーの劣悪な標準機能と、貧弱なデザインを生み出してきたことを反省すべき」としている。

⁵⁷ 小林真理『文化権の確立に向けて』勁草書房、2004年、11頁。

2 課題

(1) 組織体制

ナント市文化顧問のポナン氏は、「観光や経済などの市役所の他セクションとの更なる横断的な連携が今後必要と考えている。」と認識していたが、ナント市では文化施設の管轄を含む文化政策に関する業務の全てを1つのセクションが統括することにより、いわゆる縦割り行政の弊害が極力少なくなるような組織体制をとっているといえるだろう。

本市を含めた日本の地方自治体において、教育委員会が文化財保護、社会教育（現在の生涯学習）の業務を担っていること、あるいは他の自治体において、教育委員会が文化行政を所管していることは、国の文部省管轄の下において文化財保護、社会教育行政を展開してきた流れがあったことに起因しているものだが、1つのセクションで施設の管轄を統括したほうが、文化政策をより総合的かつ効果的に推進できるものと考えられる。特に文化ホールは、市民の文化的権利保障及び文化活動の拠点として最も重要な役割を担うものであるが、本市における市民館は、施設のハード機能としてはその役割を担っているものの、社会教育施設の位置づけであるために⁸⁸、その管轄が文化担当セクションと異なっている点については、効果的な文化政策を実施することの弊害になっていないだろうか。

(2) 文化担当セクションの役割と担当職員

文化担当セクションが組織として果たすべき役割とは何だろうか。もちろん、文化芸術の振興のための計画策定、施設の整備や管轄、あるいは文化的事業の実施といったことは市の事務分掌規則にも規定されるような重要な業務である。それに加えて、他部局と市民文化団体、他部局と芸術家、市民と芸術家、あるいは市民文化団体同士といった異なる組織や人を媒介する役割が文化担当セクションにはあるのではないか。その役割を果たすことにより、単体組織が個々に行っている文化的な活動を有機的に結びつけて、より活発化させることになる。

職員の能力を考えた場合、ナント市では、文化担当セクションの職員に、アート関連の非営利社団で舞台芸術の制作経験があるような専門性を持った人材を採用している点特徴的であった。また、日本の行政の人事システムでは数年間での異動が原則となっているが、ナント市では、数年で他部署へ異動するゼネラリスト型の総務担当職員も少数在籍してはいるものの、ほとんどの文化担当職員は専門職的な立場で長年にわたるプロジェクトを遂行しているようだ。

文化担当職員には文化的センスや市民の視点が求められる。また、そのためには多様な人びととの交わりを深めていくことが大切となる⁸⁹。それは市民との交流であり、芸術家との交流であり、他部局の職員との交流であり、他自治体との交流もあるだろう。本節の

⁸⁸ 川崎市市民館条例第1条によると、市民館設置の目的は、「市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行ない、もって市民の教養の向上をはかること」である。

⁸⁹ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年、77頁。

執筆担当は文化担当セクションに勤務して3年目の市職員であるが、文化芸術関係者から「市の職員と話をしていると言語が違うのではないかと感じる。」と痛烈に批判されたことがある。文化担当職員は自治体側の都合を一方向的に押し付けるのではなく、文化的センス、市民の視点、交流能力、更には文化芸術に関する専門知識（特に芸術事業の制作知識と経験）が必要ではないだろうか。また、自治体の短期間異動システムも弊害になっていないだろうか⁶⁰。

（3）全ての市職員に求められる文化的視点

文化の公共性についての認識が市民だけではなく、行政職員の間でも低いということについては、既に述べた⁶¹。これについては、文化政策に係る職員はもちろんのこと、全職員が同じように文化の公共性を再認識することが必要である。

また、現在、川崎市文化芸術振興会議では川崎市文化芸術振興計画の策定に向けて討議を重ねており、2006（平成18）年12月に市長へ答申を行ったところである。その答申の中では、文化担当セクション以外の各部局においても文化的視点を持った事業計画の作成と実施を求めており、まさしく1997（平成9）年策定「川崎市文化マスタープラン」に掲げられた「行政の文化化」の視点が市の全職員に求められることになる。

⁶⁰ 後藤和子編「文化政策学」有斐閣、2001年、200頁（小林真理執筆）。小林氏は「2～3年周期の異動も、行政と特定の民間との癒着を防ぐための防衛手段とも言える」が、「まったくの素人を2～3年の間に中途半端な専門家に養成するという役所の人事のあり方は、行政運営上のむだではないだろうか。」と指摘する。

⁶¹ 本報告書第1章第2節参照。

3 提言

(1) 文化芸術施設の管轄

市民主体の文化政策の推進にあたっては、文化芸術施設、特に文化ホールの果たす役割は非常に大きいので、その管轄は文化担当セクションが行うことが妥当ではないかと考える。しかしながら、現状の本市市民館は社会教育法に基づく社会教育施設という位置づけであり、その管轄を教育委員会から首長部局へ移管させるには、法律及び条例の改正等の大幅な変革が必要となるものである。国の動きも踏まえながら、将来的には文化芸術施設を1つのセクション（文化担当セクション）へ統合させることを視野に入れながら、今後の市の文化政策を検討すべきであると考えます。

(2) アートマネジメントのできる組織と人材

一般的にアーティストと社会の橋渡しをすることをアートマネジメントという。アートマネジメントとは「一言で言えばアートを社会で生かしていくこと」であり、「アーティストである個人が生み出す表現を社会に伝えていくこと」¹²とされている。

文化政策を自治体が進めていくなかで関係するステークホルダーのなかには市民、芸術家はもちろんのこと、企業、教育機関、町内会のような地域組織、議会など、それぞれ文化に対する取り組み度合いや理解度も違う多種多様な層がいる。これらの多種多様な層の橋渡しをする役割が文化担当セクションには求められているし、文化担当職員には、これらの層に対して文化の公共性を説明できる能力、自治体が行っている文化政策の方針とねらいを的確に説明できる能力が求められている。まさしく、アートマネジメント能力を持った組織と職員が効果的な文化政策の実施のためには必要ではないだろうか。

文化担当セクションは、その橋渡しの役割を果たすための方策を考えなければならない。例えば、他部局や市民団体が実施する講演会において、地域の芸術家を講師に呼びたいという場合は、その芸術家を紹介できるような体制をとっておくべきであるし、コンサートを開催したいという地域組織があったら、そのノウハウを指導できる、あるいはそのノウハウを持つ文化施設のスタッフを紹介できるとよいだろう。また、文化政策に関係する全ての職員が、市全体が進むべき文化政策の方向性や川崎市の地域特性などについての共通認識を持つように組織として対策をするだけでも、随分と違ってくるのではないだろうか。

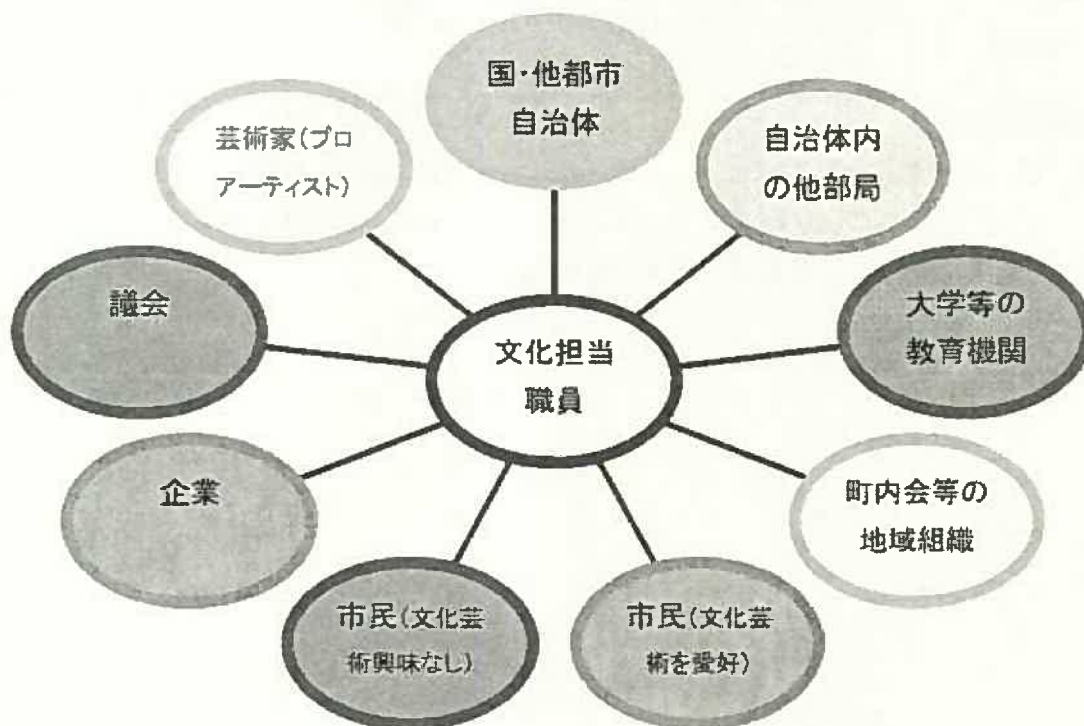
そして、アートマネジメントのできる職員を育成するか、もしくはアートマネジメントのできる人材を職員として採用することはできないだろうか。市が行う文化政策の意

¹² 林智子「進化するアートマネジメント」レイライン、2004年、1頁。林氏は、アートマネジメントには、以下のプロセスが関与するとしている。

段階	プロセス	例
第1	個々の作品を自由に表現する環境を整えること	・ 芸術家であれば制作の時間、画材と制作の場等のインフラを資金的・物的に整える
第2	作品として表現されたものを広い意味で社会に還元していくこと	・ 展覧会を開催したり、画廊で販売したりして人々の目に触れるようにする。芸術鑑賞のための機会や施設を整備する。

義や文化の公共性を市民に対して明確に説明できる一方で、芸術家等の専門家とも専門的見地を踏まえた対話と交流ができ、自治体の目指すべき方向性を的確に説明できる人材を育成もしくは確保することは、今後効果的に文化政策を進めるためには急務であると考えられる。具体的な案としては、文化担当職員の外部研修⁶³への参加といったことが考えられる。

【図5-1】自治体の文化担当職員が交流すべき多種多様な層



(3) 全ての市の職員に文化的視点を

文化の公共性を認識すること、文化的な視点を持つことが全ての自治体職員に求められている。それは、文化政策の面からも当然必要であるし、あらゆる分野の行政施策に共通して必要な視点である。

「行政の文化化」について、その説明によく用いられる4つのキーワードがあるので、以下に示す。

⁶³ 公立の文化施設や地方自治体の文化担当セクションに勤務する職員向けの研修としては、財団法人地域創造 (<http://www.jaifra.or.jp/>) や社団法人全国公立文化施設協会 (<http://www.zenkoubun.jp/>) などが主催する研修プログラムがある。また、2007(平成19)年4月に川崎市に移転する昭和音楽大学にはアートマネジメントコースがあるが、こういったものに文化担当職員は積極的に参加するものとし、職務に必要な知識の取得やスキルの向上を図ることが必要ではないか。

【表 5-2】「行政の文化化」に必要な4つの視点⁶⁴

キーワード	内容
人間性	人間的な感性を重視すること
地域性	地域の風土、歴史、産業、住民特性などを重視すること
創造性	前例や既成制度、行政組織の縦割りの枠組みにとらわれず、自由な発想と積極的な提案を大切にし、新しい施策開発にとりくもうということ
美観性	行政表現のあらゆる分野に美しい表現やデザインを、公共事業にもすぐれた景観などを求めていこうというもの

自治体職員にとっては、いずれも当然のことであるが、多くの職員は、実務的な手続きを踏むことに日々追われるうちに、これらの視点が欠けてしまいがちではなかろうか。

したがって、既存の職員研修プログラムの中にも「文化の公共性」及び「行政の文化化」の視点を取り入れることが必要であると考ええる。

⁶⁴ 中川幾郎「分権時代の自治体文化政策」勁草書房、2001年、77頁。かつて知事時代の埼玉県で提唱された「人間性」「地域性」「創造性」「美観性」の4つのキーワードは「行政の文化化」を説明するときによく用いられる。

第2節 文化施設のバリアーを無くす

本市には、ミューザ川崎シンフォニーホール、川崎市民ミュージアム、岡本太郎美術館などをはじめとする公共の文化施設が整備され、複数の民間シネマコンプレックスが集積している。また東京に隣接する川崎市に居住する市民は少し足を伸ばせば、東京の豊富な文化施設でも文化芸術を享受できるのである。

しかしながら、市民の文化芸術振興のためには、文化施設さえあればよいわけではない。ナントのパフォーマンス集団「ロワイヤル・ド・リュクス」は、芝居という分野が、劇場という閉鎖された空間で、一部の限られた人に向けてしか発信されていないという危機感を持ち、「全ての市民と交流したい」という理念の下、屋外でパフォーマンスを行っているが、ともすれば文化施設は限られた市民だけが利用する閉鎖的な空間になりがちである。

また、文化芸術に触れたことのない子どもたちへ、どのようなアクションをとっていくべきかを考えるときに、文化施設が果たすべき役割は大きい。本節では、文化施設に来ない、又は利用したことがない市民がいるのはなぜか、どうすれば文化施設へより多くの市民を呼び込むことができるかを考察する。

1 自主事業を展開する文化施設

本市では、様々な分野の文化施設が、市民への文化芸術鑑賞の機会の提供や市民参加型の事業などを実施している。

【表 5-3】自主事業を展開する川崎市の主な文化施設

施設名	主なジャンル
ミューザ川崎シンフォニーホール	音楽
川崎市民ミュージアム	考古、歴史、民俗、美術・文芸、映像、写真等
川崎市岡本太郎美術館	美術
川崎市立日本民家園	民俗
川崎 IBM 市民ギャラリー	現代アート
川崎能楽堂	舞台芸術（伝統芸能）
ラゾーナ川崎プラザソル	音楽、演劇等
川崎市アートセンター（建設中）	舞台芸術、映像

※ホール機能、ギャラリー機能などを持ち、施設提供事業を行っている施設ではなく、文化芸術事業を自ら主催して恒常的に実施している主な公共的芸術施設⁴⁵を挙げた。

⁴⁵ 川崎 IBM 市民ギャラリー、川崎能楽堂、及びラゾーナ川崎プラザソルは、公の施設（地方自治法 244 条）ではないが、市が 100%出資する財団法人川崎市文化財団が管理運営をしている公共的な施設といえる。

2 課題（文化施設にあるバリアー）

公共の文化施設は、市民が優れた文化芸術を鑑賞できる場であり、市民が自主的な文化芸術活動を行う創造の場である。川崎市文化芸術振興条例は、市の役割（第3条）として「環境を整備」することを掲げているが、文化施設を整備することは市の役割であり、市が行うべき文化政策の中心になってくるものである。

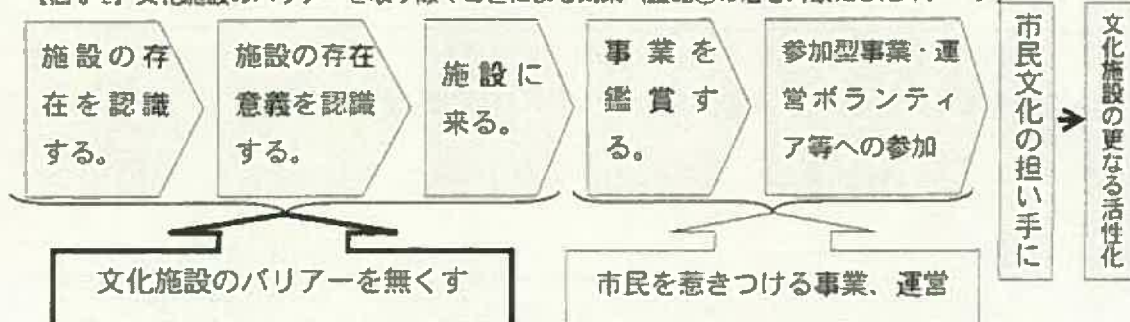
第1章第2節でも述べたように、文化施設は、整備すれば目標達成となるわけではない。いかにして、市民が利用しやすい運営を行うか、市民を惹きつけるような魅力ある事業を展開するかのほうが重要である。そのためには、効果的な広報・宣伝も必要であるし、施設運営スタッフの企画・制作能力が問われるところでもある。表5-3に挙げたいずれの施設もそのような認識のもと施設運営を行っているわけだが、運営予算も限られており、施設運営スタッフは日々苦悩しているのだ。

しかしながら、どれだけ優れた事業を企画制作し、多くの人を集客できたとしても、どれだけ優れた運営を行い、施設稼働率を上げたとしても、市民が文化施設へ来場することの障壁となっているもの（バリアー）がある。それは、主には、以下の3種の層に存在するバリアーではないだろうか。

- | |
|--|
| ①「文化芸術に興味がない」「芸術施設は敷居が高い」「文化施設の存在すら知らない」「芸術は自分に無関係である」と感じている市民 |
| ②文化芸術に触れた機会のない、文化芸術の世界を知らない子ども |
| ③文化施設に行きたくても行けない高齢者や障害者 |

その施設の集客力や稼働率が高ければ、上記の3種の層は無視してもよいということにはならないだろう。市全体として文化芸術の振興を目指すのであれば尚更のことである。つまり、①の層には、文化施設の存在意義と、それに公金を投入することの正当性を少なくとも認識してもらう必要があるし、②の層は、施設の持続可能な運営を考えれば、将来の顧客（利用者）になりえるという点で重要である。③の層へ文化芸術を届けるのは自治体の当然の責務であろう。今後の文化施設の効果的な運営のためには、どうすればこれらの層が施設に来てくれるか、どうやってこれらの層へ施設の情報や事業を届けるかということを考える時期にきているだろう。文化施設に存在するバリアーをどうすれば取り除くことができるかが課題である。

【図5-2】文化施設のバリアーを取り除くことによる効果（上記①の層を対象にしたイメージ）



3 提言

(1) 特別入場料・特別低料金事業の実施

市民が文化施設へ来ることのバリアーとなっているものは何かと考えたとき、真っ先に思い浮かぶのは、施設への入場料や事業の鑑賞料の問題である。一般的に公共施設の入場料・鑑賞料は初期設定から低くしてあるものだが、それでも文化芸術に興味のない人や経済的な問題をかかえる人にとっては、文化施設へ来ることの障壁の1つにはなっているはずである。

今回、アイルランドで調査を行った美術館はいずれも国立施設ではあったが、入場無料であった。これにより、アイルランドの国民は、美術館とはいつでも気軽に足を運び、美術鑑賞をすることができる場であるという意識が日本よりも高いのではなからうか。

しかしながら、無料や低料金にするためには、そのための予算上の措置が行政側に必要になるし、作品の鑑賞を無料にしたり、低料金に設定したりすることについては、芸術家サイドの考え方にも賛否両論があるだろう。

ここで提言をしたいのは、恒常的に入場料金や鑑賞料金を無料とするのではなく、施設来場への呼び水となるような期間限定の料金設定あるいは特別料金による事業の実施ができないだろうかということである。例えば、以下のような試みが考えられる。

- ・期間限定で施設入場料を無料にする。
- ・特別企画として通常よりも低料金での事業を実施する。
- ・期間限定で（あるいは恒常的に）子どもは無料とする。
- ・期間限定で（あるいは恒常的に）川崎市民だけは一般より低料金にする。

ミュージアム川崎シンフォニーホールが、クラシック音楽に馴染みがない人に向けて低料金でコンサートを実施したり、岡本太郎美術館が多摩区民祭の開催期間に併せて入場料を無料としたりしているが、施設に訪れたことがない人を施設に足向けさせるファースト・ステップとしては、非常に有効な試みであるといえる。

(2) アウトリーチの実施

文化施設は、市民への文化芸術鑑賞機会の提供や市民参加型の事業（自主事業）と、施設を市民の文化芸術活動の場として貸す事業（施設提供事業）の2つを主たる業務としている。この2つの事業の対象は、主にもともと文化芸術に関心のある市民であるが、これからは文化芸術に全く関心のない市民、あるいは、興味があっても施設に足を運ぶことができない市民を対象にした動きが必要である⁶⁶といわれている。これらの層をターゲットとした文化施設の活動がアウトリーチ活動⁶⁷である。

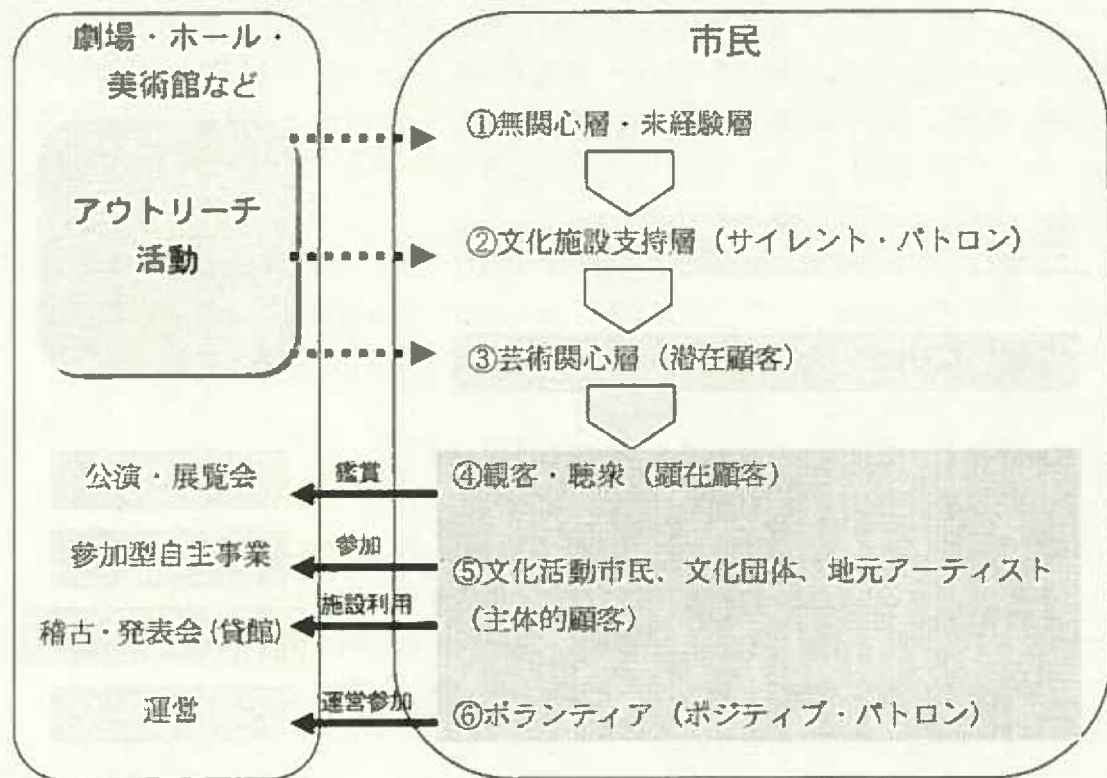
⁶⁶ 吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、20頁。

⁶⁷ 吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、20頁。吉本氏によると、アウトリーチとは「もともと『手を伸ばすこと、伸ばした距離』あるいは『(地域) への奉仕・援助・福祉活動』『(公的機関や奉仕団体の) 出張サービス』という意味」で「文化施設では、例えば、公立ホールが招へいた演奏家を本番のコンサートとは別に、学校や福祉施設などに

ミュージア川崎シンフォニーホールが市役所のエントランスでミニコンサートを開催したり、川崎市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団が市内のホール以外の福祉施設や病院でコンサートを実施したりして、ホールに足を運ぶことができない人に音楽を届けようとしているのは、広い意味でアウトリーチ活動といえるだろう。

アイルランド国立美術館においても、美術館に足を運んでもらうために、学校向けの美術館の作品を説明した本を作成し教材として学校に配布したり、老人クラブ、学校、文化センターなどで講座を開催したりするなどのアウトリーチ活動を積極的に行っている。

【図 5-3】ホールと市民の間に新しい流れをつくり出すアウトリーチ活動⁶⁴



「文化施設の存在が広く市民に受け入れられるかどうかは、普段利用しない人でも、文化施設の重要性や意義を認識している人がどれだけいるか、ということにかかっている」⁶⁵ので、これらの層に対するアウトリーチ活動は、実際のホールの観客や利用者に結びつかなくても、「『サイレント・パトロン』とでも呼べる文化施設の支持層を増大させる効果」⁷⁰がある。

また、子どもが文化芸術に触れる場として、学校における芸術鑑賞授業は古くから行われていることであるが、文化施設による学校へのアウトリーチ活動を、アーティストと子

派遣し、ワークショップやミニ・コンサートなどを行う事業」がアウトリーチ活動と呼ばれている。

⁶⁴ 吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、21頁。

⁶⁵ 吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、21頁。

⁷⁰ 吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、21頁。

どもが交流できるようなワークショップ形式等により行うことができれば、将来の文化施設の顧客を増やすだけでなく、普段の授業だけでは難しい子どもの創造性と感性の育成という面からも非常に有効であろう。

川崎市には、青少年の創造性と感性の育成を図るという趣旨で行われている試みとして、ジュニア映画制作ワークショップ⁷¹（KAWASAKI しんゆり映画祭の1プログラム）と青少年舞台芸術活動事業⁷²という活動があるが、施設のアウトリーチ活動が、子どもに文化芸術に初めて触れる機会を提供することにより、これらの活動がより活発化したり、あるいは市内各地で同じような活動が行われたりするようになれば、川崎市の未来の文化芸術を担う人材育成ということにつながるだろう。



ジュニア映画制作ワークショップ撮影風景
公募により集まった中学生がシナリオ作成、撮影、編集等の一連の制作作業のほぼ全てを自らが担い、短編作品をつくりあげる。



青少年舞台芸術活動事業公演の様子
半年間の稽古により本格的なミュージカルをつくりあげる。初めて舞台にあがるという子どもがほとんどだ。

文化芸術に無関心な層、文化芸術の未経験層、文化施設に来たくても来ることができない層に対する積極的なアプローチの有効な手段の1つとして、個々の施設は、アウトリーチ活動を施設における重要な事業の1つと位置づけ、今後の施設運営を進めるべきではないだろうか。

特に2007（平成19）年に新たに開設を予定している川崎市アートセンターについては、施設の開設とその設置意義を幅広い層の市民に周知する意味でも、計画的なアウトリーチ活動の実施を事業計画に組み入れることを提言したい。

⁷¹ 市民ボランティアスタッフが組織する実行委員会が企画・運営の全てを行い、新百合ヶ丘のシネコン等を会場に行われる「KAWASAKI しんゆり映画祭」の1プログラムで、2000（平成12）年から毎年実施されている（しんゆり映画祭は1995（平成7）年から毎年開催）。日本映画学校の全面的な協力により、一般の中学生が監督、カメラマン、録音、俳優等の全てを行い、短編作品を制作する。2005（平成17）年に制作された作品は日本ビクター株式会社主催の東京ビデオフェスティバル2006において佳作に選ばれた。

⁷² 市内の舞台芸術関係者等から構成させる実行委員会（及び市）が主催する事業。プロの指導により、青少年の主体的な舞台芸術活動を促進することを目的とする。2006（平成18）年度は「かわさきヤングミュージカル-Let's Go!」が上演された。

第3節 地域の資源を再活用する

文化政策やまちづくりは地域固有の資源を再評価するところから始まる。市内でも、大山街道や東海道川崎宿など、現在の川崎の源となっている地域の文化遺産を改めて見直していこうという取組が行われている。また、特に臨海部に数多く点在している近代化遺産・産業文化財¹³⁾にも焦点が当てられている。しかし、まちを形成しているのは、歴史遺産のような特別なものだけではない。私たちが普段利用しているものの中にも、地域の宝となる資源があるのではないか。そこで、地域の資源である学校を保存し、さらに、文化活動の場に転用することを第3の提言とする。

1 課題

(1) まちなみの保存

少子化問題が言われて久しいが、川崎市も例外ではなく、1987（昭和62）年には小学校の児童数が80537人、中学校の生徒数が43986人であったが、2006（平成18）年には小学校の児童数は67245人、中学校の生徒数は25216人と、児童数・生徒数とも20年前に比べると減少している¹⁴⁾。一方、校舎の数は、小学校が114校、中学校が51校と、1991（平成3）年以降変わっていない¹⁵⁾。そのため、今後小学校、中学校の統廃合が進み、廃校となる校舎が出てくることが予想される。廃校がどのように生まれ変わるかは、そのまちのビジョンに左右されると考える。例えば、校舎を取り壊し、大型ショッピングセンターを建設した場合に、今までは電車に乗らなければ買えなかった物が、家のすぐそばで手に入るようになる。確かに便利ではあるが、どこに行っても同じ街並みが出来上がるのではないか。

我々の日常生活の中に存在する学校や商店街、公園なども、まちを形成する大切なまちの資源である。しかし、利用されなくなる建物であっても、そこには働き、学んだ人々の思い出が詰まっており、ふと見かけると、そこで過ごした日々の記憶がよみがえるのだ。また、それらはまちとともに歩んできた記憶の一部である。そのようなまちの記憶を残すことはできないであろうか。

(2) 市民が活動できる文化施設の現状

市民が文化芸術を創作する場や発表できる場は十分にあるのだろうか。

行政が整備した施設としては市民館がある。利用状況は表5-4の通りであるが、合唱や独唱を含めると、演奏などの音楽を目的とした利用が38%と最も多く、これは、ほぼ全部

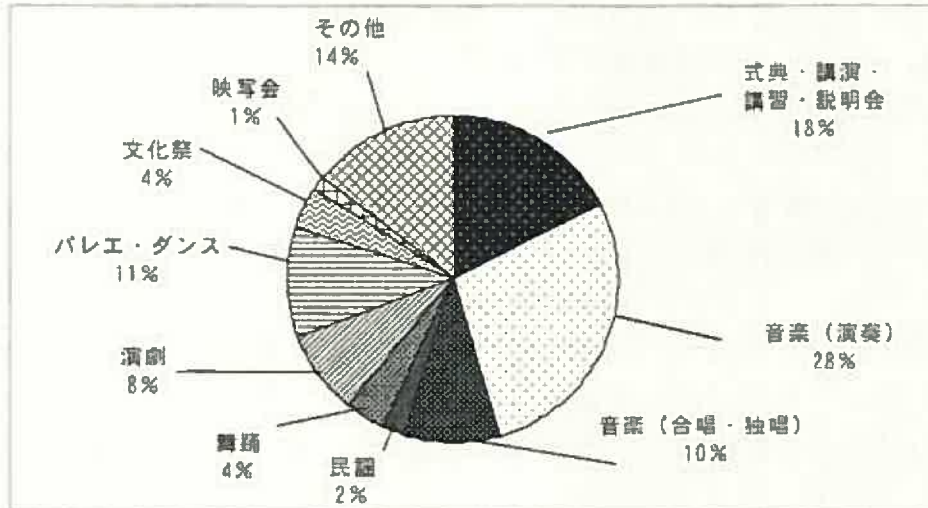
¹³⁾ 「近代化遺産」は、幕末から戦前にわたり日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などにかかわる建造物・構造物・工作物等を指す。「産業文化財」は、産業発展に寄与してきた機械・設備・製品等と定義されており、古いものだけでなく最新技術も対象としている。

¹⁴⁾ 川崎市教育委員会『年刊教育調査統計資料 No.34 2006』2007年、48頁。しかし、地区によっては、生徒数が増えている学校もある。

¹⁵⁾ 川崎市教育委員会『年刊教育調査統計資料 No.34 2006』2007年、48頁。

の市民館で見られる傾向である。市民の文化活動としては、音楽が最も盛んであることがわかるが、市民館で音楽の練習ができるスペースは大会議室、視聴覚室などの限られた施設のみである（高津市民館のみ音楽練習室あり）。

【図 5-4】 2005（平成 17）年度の教育委員会、各市民館のホールの利用目的別内訳⁷⁶



また、市内には、教育文化会館や各市民館に1ヶ所ずつギャラリーがあるが、中原区以北の市民館の稼働率は高く、特に麻生市民館においては、3年連続して100%の稼働率を誇っている。ギャラリーの利用にあたっては、高い倍率による抽選が必要になっているところがほとんどである。

【表 5-4】 各市民館の年度別利用状況（ギャラリー）（%）⁷⁷

年度	教育文化						
	会館	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
2003 (H15)	39	56	91	88	96	100	100
2004 (H16)	27	51	100	100	96	84	100
2005 (H17)	50	51	98	94	97	92	100

以上から、音楽の練習をする場や、美術作品を展示・発表できる場が不足しているといえるのではないだろうか。

⁷⁶ 川崎市教育委員会『2005（平成 17）年度活動報告書（教育文化会館・市民館）』2006年をもとに作成。

⁷⁷ 川崎市教育委員会『2005（平成 17）年度活動報告書（教育文化会館・市民館）』2006年より抜粋。

2 提言 ～廃校を新たな文化活動の場に転用する～

使われなくなる学校を取り壊すのではなく、そのままの形で別の用途・活動に利用できないだろうか。そこで、児童だけではなく、保護者が集う場であり、地域住民にとってもまちのシンボルである学校校舎の転用について考えたい。

学校の校舎を転用することで、行政にとっては、新しい施設の建設費用を削減できるというメリットがある。一方、住民にとっては、思い出深い施設を残すことができ、施設の利用者にとっては、活動の場が用意されるという利点がある。

また、全国的に廃校となる学校が出てきている¹⁸ため、文部科学省も廃校の転用を後押しする取組¹⁹を行っている。

今後使われなくなる施設をどのように転用するかは、その地域の住民が何を必要としているかによるが、廃校後の建物の転用例としては、社会教育施設や福祉施設、文化施設などがある²⁰。

川崎市で、廃校を転用する場合には、どのような施設にするのが良いであろうか。前述したように、川崎市には、音楽のための施設やギャラリーが不足がちであり、新たに整備すれば、高い需要が見込まれる。そこで、廃校となる校舎を文化施設に転用してはどうであろうか。

他都市でも、廃校をアートスペースに活用している例はあるが、施設の利用方法や、開設するまでの経緯は様々である。

¹⁸ 文部科学省によると、平成 17 年度の廃校数は、小学校が 318 校、中学校が 69 校である。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm

¹⁹ 国からの補助金を得て建てられた校舎などを学校以外の施設に転用する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、学校を設置した各地方自治体は、補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の「承認」を得る手続きが必要とされていたが、文部科学省は、既存施設の有効活用を図る観点から、廃校を文教施設・社会福祉施設などに転用する場合、補助金相当額の納付を不要とし、大臣への「報告」をもって承認に代えるという取扱いを行っている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm

²⁰ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm

【表 5-5】 国内で廃校舎を文化関連施設に転用した例⁸¹⁾

施設名	施設の概要	開設までの経緯	管理運営主体
にしすがも創造舎 (東京都豊島区)	演劇やダンスの 稽古場	NPO 法人からの働きかけと 行政の目的が合致	NPO 法人
篠山チルドレンズ ミュージアム (兵庫県篠山市)	ミュージアム	行政、地域住民からなる「多 岐中学校跡地検討委員会」	篠山市
精華小劇場 (大阪府大阪市)	小劇場	地元住民からなる「精華校 跡地活性化協議会」による働 きかけ	精華小劇場活 用実行委員会
芸能花伝舎 (東京都新宿区)	芸能関係団体の 事務所・稽古場	日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) による働きかけ	芸団協

上記の文化施設が開設されるまでには、各自治体は、地域住民に対し、新しい施設への不安を取り除き、施設の必要性を説明する機会を設けており、時間をかけて、住民が納得できるよう努めている。

また、地域にとって大切な学校を活用する際には、より多くの住民が、再び集える場所となるのが望ましいのではないかと。例えば、ナント市のリュウ・ユニーク⁸²⁾は、使われなくなった工場の外観を残したうえで改装し、アートのスペース、レストラン、ショップなどの複合施設となったが、廃施設が保存されるだけでなく新たな文化活動の場として利用され、現在も老若男女が集う、生活の場として親しまれている。また、「川崎 FACTORY」⁸³⁾は、アーティストの発表の場所や工房であるとともに、アーティストと地域住民との交流が図られる場でもあるが、気軽に立ち寄れる空間の存在は、重要な要素の一つであると考える。

このように、アートには、環境や世代が異なる住民同士をつなぐ力があるのではないかと。

新規に施設を建設した時と同様、施設は完成して終わりという訳ではない。廃校を文化活動の場に転用する際にも、管理運営を誰が、どのように行っていくのか、また、運営費はどのようにするのか、どのようなビジョンを持って運営していくのか、といったことについて議論を重ねていかなければならない。

⁸¹⁾ 柄田明美「芸術文化による廃校の活用を考える—地域・都市の交流・再生拠点の形成を目指して」『ニッセイ基礎研 REPORT』2006年1月号より抜粋。http://www.nri-research.co.jp/doc/i0601b.pdf

⁸²⁾ 本報告書第4章第1節2参照。

⁸³⁾ 本報告書第3章第2節3参照。

第4節 アートによる地域コミュニティ機能の再生

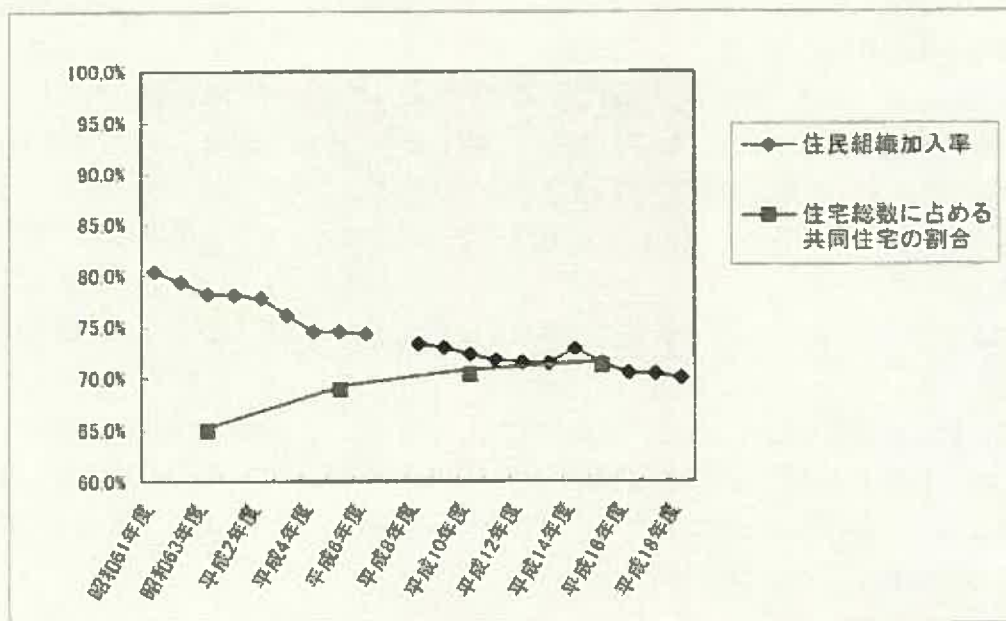
近年、「創造都市」の動向に人々の関心が集まっている。「創造都市」とは、佐々木雅幸氏によると「市民の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に、脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備え、グローバルな環境問題や、あるいはローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ都市」⁵⁴のことである。

本節では、アートが持つ創造性を採り入れることで、コミュニティが活性化し、交流が生まれ、地域のさまざまな課題解決につながるという可能性について考察する。

1 課題

私達の生活に最も身近なコミュニティ組織は町内会・自治会であるが、町内会・自治会への加入率は全国的に減少傾向にあり、川崎市も例外ではない。図5-1に示すとおり、1986（昭和61）年には80.4%だった加入率は、20年後の2006（平成18）には70.1%となっている⁵⁵。

一方、本市の住宅総数に占める一戸建及びマンションなどの共同住宅の割合を見ると、1988（昭和63）年には一戸建31.6%、共同住宅59.3%であったが、2003（平成15）年に



【図5-5】本市の住民組織の加入率と住宅総数に占める共同住宅の割合の変移（直近20年間）

⁵⁴ 佐々木雅幸「文化による創造都市づくりにむけて」『クリエイティブ・シティー都市の再生をめぐる提案』国際交流基金、2003年、8頁。

⁵⁵ 住民組織加入率は毎年4月1日付実施「川崎市住民組織調査」による（平成7年度データは不明）。川崎市人口は、川崎市総合企画局統計情報課編『川崎市統計書平成17年版（2005年版）』2006年、16・17頁、及び、川崎市ホームページ「川崎市の世帯数・人口」による。http://www.city.kawasaki.jp/20/20okai/home/suikai/jinko18/jinko1810.htm

は一戸建 26.7%、共同住宅 71.3%となっており、共同住宅の割合が増加していることがわかる⁸⁶。マンションなど共同住宅での生活は、他の世帯と関わらなくても管理会社が建物及び敷地の維持管理をしてくれるという快適さがあり、プライバシーを硬く維持しながら生活することが可能である。しかし、そのために各戸同士のつながりが薄くなりがちであり、隣人の名前すら知らないという状態も珍しくない。特に、共同住宅に住む単身世帯の場合は、何かの活動にでも参加しないかぎり、地域に溶け込む機会もなかなかないのが現状だろう。

核家族化や少子高齢化が進み⁸⁷、共働き世帯が増加し⁸⁸、人々がプライバシーに敏感になり、人々の孤立化が進むと、コミュニティも相互支え合いの役割を果たしきれなくなってくる。しかし、地域での相互支え合いがなければ、従来は地域のつながりの中で自然に解決していた問題も解決できなくなる。例えば、育児について相談相手のいない親が子どもを虐待してしまったり、高齢者が孤独死したり、身近な場所で犯罪が起こったりする等の記事を、昨今ではほぼ毎日のように新聞で見かけるようになったのも、コミュニティの機能が弱くなってきたせいともいえるのではないだろうか。地域のつながりの中で問題解決ができなくなり、金銭支払の対価として快適さを受け取るだけのコミュニティになってしまったら、そのコミュニティにはもはや魅力はなく、住民は地域に対する愛着も、地域に根付こうという気持ちも持たなくなってしまうだろう。

もちろん、町内会・自治会なども、地域の運動会や祭りなど地域を盛り上げるためのさまざまな活動を行っている。しかし、コミュニティが「支え合い」という本来の機能を取り戻すためには、町内会・自治会に加入していない住民や、日ごろ地域活動にあまり参加していない住民も参加しやすくなるような何らかの工夫が必要であると思われる。

2 提言

文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となる⁸⁹。第4章第2節2でも紹介したように、ダブリンのバリマン地区では、アートを用いて地区内の住民と地区外の住民の交流を築くことができた。本市においても、アートを地域活動に取り入れれば、アートが人々の日常により身近なものとして親しまれるようになると同時に、コミュニティ機能の強化もより効果的に進むのではないだろうか。

⁸⁶ 川崎市総合企画局統計情報課編『川崎市統計書平成17年版(2005年版)』2006年、205頁より算出。住宅・土地統計調査は5年ごとに実施。

⁸⁷ 平成17年国勢調査結果によると、本市の一般世帯における1世帯あたりの人員は2.21人で、前回調査(平成12年国勢調査)時と比べると0.09人減少し、核家族化が進んでいることがわかる。また、年少人口の割合は13.1%(前回13.7%)、老年人口割合が14.6%(同12.4%)であり、少子高齢化が進んでいることがわかる。川崎市ホームページ「川崎市の人口(1)―平成17年国勢調査第1次基本集計結果―」

<http://www.city.kawasaki.jp/20/20takei/home/kokuchou/17kokucho/h17jinko1/h17jinko1.htm>

⁸⁸ 夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は、昭和55年国勢調査では35.5%だったが、平成2年国勢調査では39.2%となっている。

⁸⁹ 文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成14年12月10日閣議決定)

(1) 地域のイベントにアートを

町内会などによる地域の祭りは、自分達で企画・実施し、自分達が楽しむイベントとして非常に意義があるものだが、企画・実施に参加していない住民にとっては、当日だけ参加し楽しむということがなかなかしにくい。そこで、地域のイベントにアーティストに参加してもらうことを提案するのである。アーティストによるコンサートや芝居、住民参加型のアートイベントであれば、当日だけ参加する住民も気兼ねなく楽しむことができ、他の住民との交流を深められるのではないだろうか。

(2) 「アートステーション」の設置

祭りの時だけでなく、もっと日常的なレベルとして、アーティストの活動の場を地域に設け、そこを拠点にアーティストと地域住民、地域住民同士が交流を育むことのできるような「アートステーション」の設置も提案したい。

ここで想定している「アートステーション」とは、アーティストが常駐し活動する場所であると同時に、地域の人々が誰でも立ち寄ることができ、ちょっと喫茶するような気軽な感覚で、アートを媒介として住民同士が交流できるような、常に開放されている場所である。例えば、子ども連れの親子が参加するアートワークショップを開催することにより、子ども達にのびのびと絵画やコラージュ、歌、ダンスなどを楽しんでもらい、子ども達の表現力の育成をするとともに、年齢や家庭環境が異なる子ども達との交流を促進し、育児世代の親子の孤立化を防止する。地域の伝統芸能や昔ながらの遊びを題材としたワークショップであれば、高齢者と子ども達が触れ合う機会ともなり、また、伝統の継承、地域での子ども達の見守り、高齢者の生きがいという効果も生まれるだろう。また、アート活動の場だけでなく、人々が気軽に立ち寄り、集うことのできる「井戸端会議スペース」を設けることによって、情報交換も活発になり、これまで地域活動に参加しなかった人々や外国人市民がお互いを知り合う場にもなる。

「アートステーション」は、コミュニティにおける生活の中心となるような場所に設置したい。例えば、地域の商店街の空き店舗などを拠点として実施すれば、帰りがけに人々が買い物をし、商店街が活性化することも期待できる。地域の商店街の空き店舗をアーティスト・イン・レジデンス⁹⁰の場としてアーティストに無償貸与し、貸与の条件として、地域住民との交流及び地域を活性化させる活動を行ってもらうという方法が考えられる。

人々が何かの活動にともに参加し、力をあわせて何かを創り上げ成し遂げることは、人々の間に交流を生むものである。多様化する社会において、活動に参加できる度合いは人それぞれであるが、すべての住民が地域活動に参加しやすい工夫をすることで、地域の人々を地域全体で見守り、支える仕組みができるのではないだろうか。

⁹⁰ 本報告書第4章第2節4参照。

第5節 福祉施策へのアートの活用

後藤和子氏は、公共政策としての文化政策学では、文化政策を担う市民や芸術家、公務員や企業人といった人々一人ひとりの学習のプロセスが重要となり、創造環境の整備が一人ひとりの生活の質やコミュニケーションを良好にし、個人の自立を支援する、ということ述べている⁹¹。つまり、文化政策とは行政だけのものではなく、そこに住む人々一人ひとりのものであり、文化政策によって個人の生活や人生が変わっていくのである。

本節では、個人の生活や人生を変えられることができるという文化の性質を、福祉の諸問題の解決の一助とするために利用することを提言したい。

1 課題

2007（平成19）年1月現在、川崎市には河川敷や公園等に848人⁹²のホームレスが暮らしている。本市は、ホームレスが社会生活に順応するための生活づくりから支援しているところであり⁹³、例えば、ホームレスの自尊心回復を図るために、緊急一時宿泊施設の利用者による地域の清掃活動など、社会参加や社会貢献の場を積極的に提供している。しかし、ホームレスの中には健康状態が悪く就労できない者や、今後の自立について何も考えられない状態にある者もいるため、就労や地域貢献活動以外の方法についても検討する必要がある。また、ホームレスへの偏見や差別意識から発生する地域住民との対立や、ホームレス襲撃事件なども後を絶たない。偏見や差別意識は相手をよく知らないことから生じること多いため、本市では、人権尊重意識の高揚とともに、相互の交流事業を実施して事態の解決に努めているところである。

また、生活保護を受給する世帯数は年々増加している。本市の生活保護受給世帯数は1997（平成9）年には8612世帯であったが、10年後の2007（平成19）年には17188世帯となっている⁹⁴。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、被保護世帯の自立を支援することが目的となっているため、被保護世帯にとって高価な芝居や能、演奏会などの鑑賞は頻繁には体験しがたい贅沢品になっているのが現状である。

施設に入所している高齢者や障害者にとっては、施設の外部との交流は非常に重要である。例えば、リハビリにより機能回復を図っている人にとっては、外部との交流により「機能回復して元の生活に戻る」というモチベーションが高まるであろうし、老人ホームに入所している高齢者にとっては、外部の者と会話をするということ自体が楽しいことなのである。ところが実際には、施設に入ってしまうと外部と交流する機会は激減し、施設入所をきっかけに認知症になってしまう高齢者や、長期の治療により症状がすっかり落ち着いた

⁹¹ 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、20頁（後藤和子執筆）。

⁹² 2007（平成19）1月に実施した川崎市ホームレス概数調査による。

⁹³ 川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課編「川崎市ホームレス自立支援実施計画—緊急摂食から生活づくり支援へ—」2004（平成16）年、<http://www.city.kawasaki.jp/35/351huku/home/keikaku/keikaku.htm>

⁹⁴ 川崎市健康福祉局保護指導課資料による。

ても、周囲の理解が得られないために、治癒後も社会的入院を続けざるをえない精神障害者もいる。

上記はほんの一部の例だが、福祉問題は、健康状態や家族の問題、経済的事情など根本的な原因の他に、福祉問題の当事者とそれ以外の者との間に生じることのある差別意識、自尊心の問題、他者との交流など副次的に発生する問題もあり、さまざまな要因が複合的に絡み合って複雑な問題となっている。そのため、解決には多方面からのアプローチが必要であると思われる。

2 提言

副次的な問題を解決するのに、アートが一役買うことができるのではないかと考える。

(1) ホームレス自立支援策へ文化芸術活動を

ホームレスの自立支援対策に文化芸術活動を採り入れることを提案する。例えば、自立支援センターでの生活の一環として、ホームレスとアーティストが交流する時間を継続して設定し、絵画、版画、コラージュ、演劇、小説など文化芸術活動を行ってもらえば、ホームレスの自己表現力を増すことができ、創作に関わる喜びを見出すこともでき、自尊心を回復させることができるのではないだろうか。しかも、この方法であれば、就労や地域貢献活動への参加ができない状態の方も参加することができる。また、ホームレスが自分の故郷の歌や踊りなどを発表できるようなコンサートを催し、周辺住民を招待すれば、ホームレスと地域の人々の交流が進んで偏見や差別意識もなくなり、ホームレス間の交流も促進されるであろう。

(2) 生活保護被保護世帯へのアート面での支援

生活保護の被保護世帯に対して、行政は扶助費を支給するとともに、担当ケースワーカーが生活を見守り、相談に乗るなどして支援をしているところであるが、絵画の展覧会や音楽のコンサートなどアート面で支援してはどうだろうか。市が主催・共催しているものについては、廉価でチケットを提供することも可能であろう。鑑賞するだけでなく、舞台裏を学んだり、アーティストとともに創作を行ったりすれば、アートで心豊かになると同時に創造性も湧く。金品だけでなく「アートの楽しさ」という潤いを扶助することで、被保護世帯への支援も厚みを増すのではないだろうか。

(3) 福祉施設での文化芸術創作・鑑賞活動

病院や老人ホームなどでは、絵画や陶芸などを用いた作業療法がすでに行われているが、療法としてだけでなく、施設入所者に喜びを与え、入所者と外部の人間が交流することを目的として、施設でアートを行ってもよいのではないだろうか。文化芸術は人々に潤いと安らぎをもたらすものであり、普段アートに触れなくても触れられない人にとっては、

アートがあるだけで喜びとなる。このような人々の日常にもアートを取り込ませることは非常に重要であろう。また、また、施設を音楽や芝居、踊り、落語、絵画、彫刻などの文化芸術活動の発表の場とすることで、アーティストなど発表者やそれを聞きにきた人などと入所者との交流が生まれ、施設の「内」と「外」を隔てる壁もなくなっていくのではないだろうか。

これらの活動に参加してもらうアーティストは、可能であれば地元出身か又は過去に似たような問題を抱えたことのある者が望ましい。なぜなら、福祉問題に直面している人の環境と現在の苦境、問題解決の必要性、地域の特性と地域に対する愛着など、お互い信頼関係を築くための要素を共有できるからである。また、実施には、ボランティアなどの協力も得なければ困難であろう。

福祉施策へのアートの活用は、福祉行政としての実施という面もあるが、文化施設側から見れば、アウトリーチという位置付けもできる。

文化芸術は、市民が生き生きと暮らすための不可欠の環境要素であり、基本的な人権であり、21世紀の都市生活者、個々人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高めるために必須なものである⁴⁵。福祉問題にアートを取り入れることは、問題解決の糸口になるというだけでなく、すべての人々が生き生きと暮らすための要素、生活の質を高める必須要素を与えることでもあり、このような機会を設定することは行政が果たすべき役割であると考えている。

⁴⁵ 川崎市文化芸術振興条例検討委員会「21世紀都市の文化芸術振興のあり方—川崎文化芸術振興条例制定に向けて—」2004（平成14）年11月、2頁。

資料編

1 ナント市文化顧問（ジャン＝ルイ・ボナン氏）インタビュー

対象者：Jean-Louis Bonnin（ナント市文化顧問）

日時：平成18年11月23日（木）15:00～16:30

場所：ナント市文化総局

（研究員）

・氏が日本で講演をされたときの記録は読んでいたので、ナント市が行っている文化的な試みの概要は把握している。

・今回の我々の訪問目的は、ナント市で行われている文化政策や文化的な活動を実際に自分たちの目で確認すること、それに関わっている人からヒアリングを行うこと、そしてナント市の文化局の最高責任者であるボナン氏の文化政策についての考え方を直接伺うことである。

・本日は以下のようなテーマを中心にお話しを伺いたい。

1 ナント市文化局の組織について
2 都市再生の手段として文化政策を選択し、軌道に乗るまでの経緯について
3 今後の方針について

1 ナント市文化局の組織について

（ボナン氏）

・1982年以前は国（文化省）が中心となって文化政策が行われていた。当時のナント市の文化局も、国の指示をそのまま実行するだけの組織にすぎなかった。

・1982年から1992年に行われた地方分権化政策により、地方自治体が文化政策を行うようになった。現在では各自治体が独自に文化政策を実施しているが、ナント市はフランスにおいて文化政策が進んだ都市のひとつと言えるであろう。

・文化局には、まず文化総局というセクションがある。芝居・音楽などの題材ごとにそれぞれの責任が決まっている。ナント市において文化局は重要で自立した存在になったが、これまで欠けていた観点であった市民との関わりを大切にしている。また、横のつながり（様々な分野・地区で活躍している人達とのつながり）を大切にしている。

・文化総局の主な役割は

①プロジェクトの準備をすること

②非営利団体の支援をすること

③独自の事業を行うこと

である。

- ・私は少し前に文化局長を退き、現在、文化顧問という立場になった。
- ・文化総局は2つの組織に分かれている。1つは総務・管理部門、もう1つは文化・発展を担う部門である。
- ・総務・管理部門の主な業務は、市の施設の管理・総括（美術館、図書館、音楽学校など）と非営利社団へ支出する助成金の手続きである。非営利社団とは、1901年法⁹⁸に基づき市民、プロを問わず多数組織されているものである。リユー・ユニークは、非常に大きな非営利社団だが、そのような大きな非営利社団はまれで、会員が10人程度の非営利社団や活動場所を持っていない非営利社団もある。ナントは非営利社団の数が非常に多く、市が財政援助をしている非営利社団は、約300団体ある。市は助成金を出すにあたって「お金を出すから、このような事業をしてください。」という内容の合意書（契約書）を非営利社団と交わしている。
- ・文化・発展を担う部門の主な業務は、助成金を出した非営利社団が適切に助成金を使っているかどうか、適切な活動がなされているかどうか、合意書を交わしたとおりにちゃんと事業を行っているかどうか（まちなかで文化を広めているかどうか）のフォローを行うことである。
- ・文化総局全体の職員数は12人～15人である。そのなかには、ホールの管理や安全面の監督を担当する技術職員3人が含まれている。
- ・文化局の予算（文化予算）は4,200万ユーロ（約65億円）であり、これは市の全体予算の15%を占める。そのうち非営利社団への助成金が1,100万ユーロ（約17億円）を占めている。それ以外には、美術館や図書館の運営費などがある。
- ・文化局の職員に対してどのような研修を行っているのかという質問書をもらっていたが、文化局の職員には、文化政策とは何か、文化財をどのように保護するか、芝居を作るにはどうすればよいのかといった専門的な知識と、総務・管理部門の知識の2種類が必要となってくる。文化活動をフォローする職務についている職員については、既に芸術系非営利社団や劇場で働いた経験のある人材を採用しているので、文化活動を実施するためにはどう導いていくべきかということは理解している。総務・管理関係の職員については、市役所の他の部門へ異動することもある。文化は特殊な分野であるので、例えば総務・管理の仕事をしているとしても文化の特性や特有の問題を理解していなければならない。他のセクションの総務・管理業務をしていたからといって、文化局の総務・管理業務はできない。
- ・私自身も、劇場監督→劇場監督を育成する研修指導員→自治体（文化部門）という経歴で35年間ずっと文化に関わってきた。
- ・昔は文化局に配属された後にすぐに財務局に異動して、その後、緑地局に異動するというような人事異動が行われていたが、現在は文化局に配属されたら、そこで長い期間勤務

⁹⁸ 本報告書38頁参照。

するというシステムに変更になっている。この点は日本の自治体と大きく異なる点ではないだろうか。

・研修に関しては国の研修（大学院レベル）があり、1年に10人～15人程度がそこで研修を受けている。また、全国地方公務員センター（CNFPT）で一般の市の職員が受ける研修は受けてもらっている。CNFPTでは、各自治体の文化局長が「自治体はどのような文化事業を実施していかなければならないか。」という内容で講義したこともあった。

（研究員）

・文化総局の職員は12～15人ということだが、文化局全体の職員数は何人か。また、文化総局というのは、文化局の一部の組織ということになるのか。

（ボナン氏）

・文化総局というのは文化局を総括管理する部門であり、その職員数が12～15人ということだ。文化局全体の職員数としては600人である。600人の中には、美術館の学芸員、図書館司書、そういった施設のガードマンや清掃員も含まれる。

・ちなみにナントにおいて文化関連の仕事をしている人（アート系の非営利団体等で働いている人）は3000人いる。

（研究員）

・いわゆる市役所に勤務している文化政策担当は文化総局の職員だけということか。

（ボナン氏）

・そういうことだ。

2 都市再生の手段として文化政策を選択し、軌道に乗せるまでの経緯について

（研究員）

・ナント市は都市再生のための手段として文化政策に重点を置いて施策展開し、成功しているわけだが、その経緯について伺いたい。

・また、そのことについて、議会や市民に対して、どうやって了解を得ていったのかについても伺いたい。

（ボナン氏）

・現市長に代わった当時のナント市は、造船所や様々な企業が市外へ移転したりして、市民に悲壮感が漂っているという状況であった。そこで、市民の目を外の世界に向けさせたり、様々な新規事業に参画させて、新しいことをさせることにより、市民に自信を取り戻させることが大切だと考えた。市民に活力を与えて、イメージを膨らませるような「創作」活動に力を入れようということである。

・文化政策を展開するにあたっては、以下の3つの注意点があった。

ナント市における文化政策展開の3つの方針（再掲）

1 文化財を大切にすること
→オペラ座の整備、ブルターニュ大公城の改築
2 (他の自治体とは違った)革新的・独自性のある事業を展開すること
→産業廃施設を文化施設に転用・再生させたリュウ・ユニーク
3 「ロワイヤル・ド・リュクス」の誘致
→閉鎖された空間（屋内劇場）で芝居をするのではなく、屋外でパフォーマンスを行うことにより、5000人規模の人を市の中心部に集めることができる。

・このような文化的な展開をすることで、クリエイター（創作者）たちの信用を得ることができ、クリエイターたちにより、まちに活力が与えられ、独自性のある活動が行われるようになった。そしてヨーロッパ全体でもナントの活動が知られるようになったのである。

・ナント市では、劇団や造形アーティストたちの支援をするとともに、フォル・ジョルネのようなイベントは国際色を帯びてきてビルバオや東京などの国外でも実施されるようになった。ナントは周辺の郊外のまちを含めても人口50万人規模の都市であるが、他の大都市から首長がイベントを観るためにナントにやって来るといった状況を市民は誇りに思っている。

・文化的な充実が、市役所の他のセクター（観光、経済など）にも波及した。民間企業において「会社を移転するのであればナントにしよう。」といったことになった。企業の地方分散化政策に伴う大企業の移転候補地の選定について、企業幹部にアンケートをとったところ、文化レベルが高く、緑も豊富にあるなどの理由からナントの人气が最も高かった。つまり文化政策を充実させることにより、民間企業の誘致につながったり、ナントは文化的レベルの高い市民が居住するまちであるというイメージアップにつながったのである。

・また様々な劇場を建設し、様々な芝居のチームを連れてきてパフォーマンスをしてもらったことも、まちのイメージを変えた要因の1つである。

（研究員）

・日本の自治体が文化政策を進める場合、基本計画（マスタープラン、振興計画）といった類いの計画書を策定したり、条例（文化芸術振興条例）を制定した上で、それをベースに実際の文化振興のための事業を実施していくケースが多い。ナントでは文化政策を進めるにあたって、日本における基本計画書や条例に相当するものはあったのか。

（ボナン氏）

・現市長が初めての市長選挙の時に掲げた選挙公約が「文化による都市再生」であったので、それに基づいて事業展開しているということになる。

・ちなみに直近の市長選では公約として「青少年のためのコンサートホールを建設する。ブルターニュ大公城を改築して、博物館を併設する。」ということを掲げていたので、現在計画が進行中である。

・次の市長選で市長は「青少年の創作活動（芝居や音楽の稽古）支援」を公約事項とする

だろう。市長が実際の詳細の計画を策定するわけではない。文化総局が市長の公約を具現化していくことになる。

(研究員)

・市が文化的な事業を進める上で地域の企業からの支援（協賛金等）を受けている例はあるか。

(ボナン氏)

・日本では企業メセナが盛んなようだが、フランスではそのような制度はない。個々の事業を企業が支援することはゼロではないが、それほど大きくはない。例えば河口プロジェクト⁷¹において、周辺企業から協賛金をもらっているが、全体予算の10%にすぎない。文化政策のイニシアティブは市がとっている。我々市としては、行政と企業の資金負担が半々ずつという状態を希望しているが、市が文化政策を主導するということは大切なことだ。つまり、ある企業が特定のアーティストや特定の劇場を支援するということはよくあるだろうが、全ての芸術分野及び地域全体の統括は、自治体にしかできないと考える。

(研究員)

・市が実施した、あるいは関わった文化事業をどのように評価しているのか伺いたい。

(ボナン氏)

・イベントについての評価ということだと思うが、市が企画して非営利団体に実施を依頼する場合と非営利団体が独自に企画して市に援助を頼む場合の2種類がある。いずれにしても、文化局としてその事業にお金を出すからには、その事業が市民にとってどのような意義があるのか、どのように市民に関わってくるのか、ナントの名声につながるものなのかなどについて評価をしている。非営利団体から企画があがってきたときには、文化局は、その目的は何か、予算は十分か（もしくは与えすぎていないか）などについて評価している。したがって、文化局にはアートの世界（どのように芝居を組み立てていくか、予算を使いまわしていくかなど）を知っている専門的な職員がいなければ評価ができないということである。

(研究員)

・そのイベントが終わったあとの評価はしているのか。

(ボナン氏)

・評価はイベントが終了してから行うので、イベントの前は目標設定するということになる。評価にあたっては、非営利団体の責任者の能力についてや、行う場所についても対象となる。

(ボナン氏)

・事前の質問書にイベントの広報戦略についてとあったが、広報には個別のイベントに関する広報と市全体の広報の2つがある。例えばフォル・ジョルネを東京で開催したが、東

⁷¹ 2007（平成19）年6月から9月にかけて、ナントとサン・ナザールを結ぶロワール川の河口域において行われるアートプロジェクト。この地域は、豊かな自然に恵まれる一方で、産業遺産・港灣遺産も数多いという特徴を持っており、ここを舞台として、アーティストたちは作品を制作・展示する。http://www.estuaire.info/

京で開催することの金銭的なメリットは全くないが、ナントが他の国の大都市で話題になり、ナントのイメージアップにつながるというメリットがある。ロワイヤル・ド・リュクスがロンドンで公演を行ったとき、ロンドン市長やイギリスの首相が集まるとともに、世界中のTV局に報道され、ナントのような小さなまちの名前を世界中に売ることができたのである。

3 今後の方針について

(研究員)

・自治体の文化政策としては十分に成功したわけだが、今後の方針や予定について伺いたい。

(ボナン氏)

- ・既に文化の発信場所は作り、各地に文化活動拠点も作った。美術館も改良した。
- ・今後の事業展開の目玉としては、ナント島の再開発¹⁸が挙げられる。ナント島は数年後にナントの新都心になる地域であり、出版社やデザイン会社などの文化的企業や教育機関の移転建設などを中心に進めている。ここでかなりの雇用の創出を見込んでいる。
- ・青少年に対する音楽の養成を地区ごとに進めていきたい。
- ・また、日仏の都市を集めた文化交流を行いたい。両国のアーティストの交流を中心に考えている。
- ・市の郊外には8500席（フランス西部で最も大きな規模）の「ゼニト（Zénith）」という音楽コンサートホールの建設を進めている。このコンサートホールにアメリカやヨーロッパ全土からアーティストを呼び寄せて巡回公演の場にしてもらおうと考えている。当然、市外からも多くの若者たちが集まることになるので、市外の若者にナントを知ってもらうよい契機になるであろう。若者は何もないうちには行かない。若者が集まってくるまちというのは、仕事があって、レジャーがあるまちであると認識している。

(研究員)

・ナント島に美術学校を移転させるという話は聞いている。美術学校との連携として行っていることはあるか。また、美術学校を卒業した生徒がアーティストとして一人前になるまでに行っている支援策はあるか。

(ボナン氏)

・美術学校はナント市立の学校であるので、教員などは全て文化局の職員である。美術学校の卒業生は海外や市外で活動を行うケースがほとんどであるが、常にナントとのコンタクトは保っている。

(研究員)

・ボナン氏が日本で講演したときのテキストの中で「文化を自分のものにしたいとする、

¹⁸ 市の中心部にあるロワール川の中州。もとあった造船所がナントよりさらに河口のサン・ナザールへ移転したため、その跡地の再開発を進めている。

「聡明な市民を作りたいのだ。」というボナン氏の言葉が紹介されていたが、その意味を詳しく教えていただけないか。

(ボナン氏)

・イベントを行うときは各国のアーティストを呼ぶようにしている。例えば「アリュメ (Les Allumées)」というイベントは6日間に渡って夕方6時~朝6時まで一晩中、屋内外を問わずまちの至る所で各国の芝居や催しものを行うイベントであった。それは、企業が閉鎖するなどして引きこもりがちであった市民に、自分たちの文化だけで満足せず、他の文化にも目を向けるようになってほしいという目的から実施したものである。他の文化に目を向けるということは、自分たちの文化を否定することではない。他の文化も自分たちの文化も等しく尊重することである。世界にはかくも多様な文化があるということを知ってほしかった。

(研究員)

・本日は非常に有益な情報をいただいた。ボナン氏の話をもとに川崎に持ち帰って、市の職員や市民に伝えたい。



ナント市文化総局でボナン氏と

II リュー・ユニーク会長（ジャン・ブレース氏）インタビュー

対象者：Jean Blaise（リュー・ユニーク会長）

日時：平成18年11月21日（火）17:00～

場所：Le Lieu Unique, Scène Nationale de Nantes

（研究員）

- ・ナント市は先進的文化都市ということで、日本で広く紹介されているが、その中でもリュー・ユニークの成功は代表的な事例、画期的な文化施設として紹介されている。
- ・本日は以下のようなテーマを中心にお話しを伺いたい。

1 どのような施設であるのか

2 この施設でどのような活動をしているのか

（ブレース氏）

- ・今夜、ヒップホップのショーをやるが、それを観れば本施設がどのようなものをプロデュースしているかの一端を理解できると思う。
- ・本施設は、国立舞台と違って、市からだけではなく、国の文化省からも助成金を受けている。
- ・本施設の使命は、市や文化省から助成を受けて、あらゆるジャンルの現代文化の局面を提供することである。ジャンルとしては芝居、音楽、ダンス、造形、文学、建築などが挙げられる。
- ・ほとんど毎晩何かプログラムが提供されていて、常時オープンしているということが大切である。
- ・アーティスティックな場所であるというだけでなく、この施設は生活の場所であるという側面もある。レストラン、バー、書店があって、保育所もある。また、数日後にはハمام（トルコ式公衆浴場）がオープンする予定だ。生活の場所に人を引き付けて、それを目的として来た人に「ついでに芝居を観ていこうか。」とか「この次は芝居を観ようか。」と感してもらえるようにして、アートを鑑賞することを促すのである。
- ・我々のミッションとして大切なことは、「大衆を混ぜる。」ということである。多様な上演目に応じて様々なカテゴリー（老若男女）の人が集ってくる。レストランには昼間はビジネスマンが訪れ、夜の11時・12時には若者がバーに集ってくる。様々なカテゴリーの人を混ぜるといことが我々の重要な役目だと思っている。例えば今夜のダンスは若者が対象だが、コンサートをやると流行の最先端の人が来るし、週末は家族連れが多い。
- ・レストラン、バー、ショップ、ハمامは独立採算制である。
- ・建築様式も特徴の一つである。これはパトリック・ブーシャン（Patrick Bouchain）と

いう人物の設計だが、特徴的な建築物として観光客が見学に来る。

・普通のコンサートホールであれば、来場者はまずロビーに入ることになるが、本施設の場合は、まずバーに入る配置になっている。文化芸術施設に入るということを怖がる人もいるが、一般大衆が入りやすい雰囲気をつくっている。

・年間46万～50万人の入場者数である。

(研究員)

・本施設の管理運営組織はどのような団体なのか。企業なのか、非営利団体なのか。

(ブレース氏)

・1901年の非営利社団法に基づく非営利社団である。意思決定を理事会で行っており、理事会では理事長を選ぶ。私が理事長である。理事会のメンバーは、市を代表する人、国を代表する人、そして何らかの形で文化振興に寄与できる地域の名士や関係者で構成されている。

(研究員)

・この施設の運営費はどのくらいか。また収入の内訳はどのようになっているか。

(ブレース氏)

・施設運営のための予算は約500万ユーロ(約7億7,500万円)である。収入の75%はパブリックからのもので、残り25%が自分たちで得た収入である。これはレストラン、バー、保育園、ショップなどは除いた数字である。

(研究員)

・この施設は貸館業務も行っているのか。

(ブレース氏)

・自主事業での使用がかなりの割合を占めているので、一般に貸せる日数は非常に限られているが、貸館もやっている。ただし本施設はコンベンションセンターではないので、貸館の申し出があった場合は、こちらで利用用途からチョイスしている。文化に関わる利用であることは貸す場合の絶対条件である。使用したいという申し出は非常に多い。

(研究員)

・貸館の際の利用料金は、その都度フレキシブルに設定するということがか。

(ブレース氏)

・そのとおりだ。例えば近日中にある文化団体が本施設で「植民地」をテーマとした討論会を開催する予定だが、我々施設を貸す側にとっても興味深いテーマであるので、技術者の人件費だけで貸す予定である。財政的に恵まれている非営利団体や企業に貸す場合は、それなりの料金を請求している。

(研究員)

・日本にも公立の文化ホールは非常に多いが、ほとんどの文化ホールは自主事業を実施する割合は少なく、貸館を中心としているところが多い。借りてくれる人が少なくて、問題になるケースもあるが、リユー・ユニークでは、ほとんど毎日何かパフォーマンスが行わ

れているし、誰かが使用しているという状況であるということか。

(ブレース氏)

・今年9月～来年6月までの間に200のプログラム(演目や展示会)の実施を予定しているし、毎日オープンしている。

(研究員)

・この地は、もともとビスケット会社の工場だったので、現在この施設がこれだけ人を集める施設になったことは、そのビスケット会社にもメリットがあることだと思われるが、現在本施設の運営にあたって、何か協力は得ているのか。あるいは、それ以外の企業から、支援を得たり、企業と連携しているということはあるか。

(ブレース氏)

・ビスケット会社のLUは1986年に市外へ移転した。この施設は当時の工場の1/5程度を文化施設として転用したものである。構想当初はビスケット会社との協力も検討していたが、建物の改修工事について、双方のイメージが合わなかった。他の企業(例えばトータルという石油会社)からは支援を受けている。

(研究員)

・ナントにはアート関連の多数の非営利団体があるにも関わらず、何故、貴団体がこの施設の運営を委ねられることになったのか。

・施設の稼働率が非常に高いとのことだが、開設当初から稼働率は高かったのか、それとも運営上の工夫により、現在のように高くなったのか。

(ブレース氏)

・もとあったビスケット工場が市外へ移転してから、10年もの間、この場所は廃屋状態であった。我々の団体が90年代にアリユメ(Les Allumées)というフェスティバルを開催していた時に、この場所をたまたま発見した。整備もされていないし、電気配線も完備されていないが、コンサートなど色々な催しができるのではないかと感じた。当時、この廃屋工場を取り壊す予定であったが、私は、この施設を文化的な施設として活用したらどうかと市長に提言したところ、市長に認められたのである。それからパトリック・ブーシャンという設計家に依頼して、整備してもらい、2001年にオープンしたものである。ビスケット工場が開設されたのが1900年であったので、とても象徴的なオープン年になった。工場としてオープンした施設が100年後には文化施設としてリニューアルされたということになる。

・日本で、もし同じような計画を立てる場合は、まずその場所を(文化的なイベント等で)試してみるべきであろう。場所を改修したり、変化させたりする前に、試しにやってみる必要がある。市は先ずハコモノを建設したり、改修した後にプロジェクトの企画を考えようとするが、企画が先になければならない。場所は道具にすぎない。

・オープンする際に苦労したことは、レストランやバーなどのテナントに入ってもらうには、この場所は、市の中心部(繁華街)から外れているということだった。人の流れがな

い場所にレストランやバーを開店させて、うまくいくのだろうかと考えるテナント経営者を説得するのに苦勞した。オープンしてからは、人がどんどん集まって来たので、テナントの経営もうまくいっている。

(研究員)

・ブレース氏にとっては、新しい文化施設を建設するよりも、廃工場を活用するほうが魅力的だったということか。何が魅力だったのか。

(ブレース氏)

・工場の立体感や空間がとても気に入った。もとあったビスケット工場は、まちと切っても切れない大切な場所で、まちの歴史に組みこまれたものであった。現在は1つの塔しかないが、当時は2つの塔があり、まちに入る時の入口、まちの紋章のようなものだった。工場が稼動していたときは、工場の周りに住宅が立ち並び、ビスケットの匂いがまち中に漂っていた。ここは、まちの人にとって、親近感のある記憶の場所である。非常にロマンやミステリーを感じたし、創造力をかきたてられる場所であると感じた。



施設最上階フロアの事務室の様子



ブレース氏と

III 川崎市内文化関連の主な公共施設

《川崎区》

施設名称	主な内容	所管・面積
教育文化会館 TEL 233-6361 富士見 2-1-3	ホール (1961 席)、イベントホール、 ギャラリー、会議室 7、学習室 11、談 話室、他	教育委員会 14,852 m ²
プラザ大師 教文分館 TEL 266-3550 川図分館 TEL 266-3550 大師駅前 1-1-5	集会室兼学習室 2、実習室、和室、談 話室、児童室、図書館分館、他	教育委員会 1,032 m ²
プラザ田島 教文分館 TEL 333-9120 川図分館 TEL 333-9120 追分町 16-1 カザナ川崎 4F	集会室兼学習室 2、実習室、和室、談 話室、児童室、図書館分館、他	教育委員会 890 m ²
川崎図書館 TEL 200-7011 駅前本町 12-1 クワパーク 4F	図書室 (児童・一般)、参考・郷土資 料コーナー、雑誌コーナー、お話室、 対面朗読室、他	教育委員会 1,193 m ²
川崎市体育館 TEL 200-3255 富士見 1-1-4	ホール、補助ホール、会議室 2、展示 室、トレーニング室、スポーツサウナ 室、他	教育委員会 6,462 m ²
ふれあい館 TEL 276-4800 桜本 1-5-6	会議室 2、学習室、和室、文化交流室、 トレーニング室、他	市民局 300 m ²
かわさき IBM 市民文化ギャラ リー TEL 233-3400 日進町 1-14 CUBE KAWASAKI 2F	ギャラリー	市民局 (川崎市 文化財団) 218 m ²
アートガーデンかわさき TEL 200-1415 駅前本町 12-1 クワパーク 3F	展示室 3、他	市民局 (川崎市 文化財団) 1,135 m ²

施設名称	主な内容	所管・面積
川崎能楽堂 TEL 222-7995 日進町 1-37	ホール (148 席)、和室 2	市民局 (川崎市 文化財団) 543 m ²
労働会館 (サンピアンかわさぎ) TEL 222-4416 富士見 2-5-2	ホール (762 席)、会議室 6、和習室 6、 教養室 9 (洋裁手芸室、音楽室、茶室 他)、披露室 2、レストラン、他	市民局 9,649 m ²
港湾振興会館 (川崎マリエン) TEL 287-6000 東扇島 38-1	会議室 7、研修室 2、和室、体育室、 展望レストラン、他	港湾局 12,216 m ²
盲人図書館 TEL 211-3181 日進町 5-1	ホール (250 席)、会議室、研修室、図 書館、他	健康福祉局 8,529 m ²
ヨネッティー堤根 TEL 555-5491 堤根 73-1	温水プール 2、大広間、休養室、他	環境局 1,692 m ²
入江崎余熱利用プール TEL 266-2156 塩浜 3-24-12	温水プール 2、採暖室、他	建設局 2,539 m ²
日進町老人福祉センター TEL 233-5592 日進町 5-1	運動場、娯楽室、浴室、大広間、他	健康福祉局福 祉センター内 8,529 m ²
県立川崎図書館 TEL 233-4537 富士見 2-1-4	図書室 (自然科学、工学、産業技術系)、 閲覧室、他	神奈川県

《幸区》

施設名称	主な内容	所管・面積
幸文化センター 市民館 TEL 541-3910 図書館 TEL 541-3915 戸手本町 1-11-2	ホール(840席)、会議室5、教養室(音楽室含む)5、閲覧室、対面朗読室、ギャラリー、他	教育委員会 6,086㎡
幸スポーツセンター TEL 555-3011 戸手本町 1-11-3	大体育室、小体育室、研修室、トレーニング室、健康体力相談室、他	教育委員会 3,528㎡
石川記念武道館 TEL 544-0493 下平間 357	柔道場、剣道場、ロビー、他	教育委員館 1,002㎡
産業振興会館 TEL 548-4111 堀川町 66-20	ホール(478席)、企画展示場3、研修室3、会議室6、和室、レストラン、他	経済局 10,094㎡
プラザ日吉 市民館分館 TEL 587-1491 図書館分館 TEL 587-1491 南加瀬 1-7-17	集会室兼学習室4、実習室、和室、児童室、談話室、図書閲覧室、対面朗読室、他	教育委員会 4,460㎡
さいわい健康福祉プラザ TEL 541-8000 戸手本町 1-11-5	広間・クラブ室、浴室、工作室、談話室、栄養指導室、機能回復訓練室、他	健康福祉局 1,754㎡
ミュージア川崎シンフォニーホール TEL 520-0100 大宮町 1310	音楽ホール(2000席)、音楽文化・企画室、研修室2、練習室3、会議室3、他	市民局 17,200㎡
ラゾーナ川崎プラザソル TEL 874-8501 堀川町 72-1 ラゾーナ川崎プラザ 5F	多目的ホール(200席)、楽屋2	市民局(川崎市文化財団) 594㎡

《中原区》

施設名称	主な内容	所管・面積
中原市民館 TEL 722-7171 小杉町 3-262-1	ホール(462席)、会議室 3、学習室(音楽室を含む) 7、談話室、ギャラリー、他	教育委員会 4,448 m ²
中原図書館 TEL 722-4932 小杉町 3-417	図書室(児童・一般)、閲覧室、資料室、対面朗読室、他	教育委員会 2,692 m ²
市民ミュージアム TEL 754-4500 等々力 1-2	常設展示室、企画室、特別展示室、研修室、映像ホール、ビデオライブラリー、学習室、情報サロン、特別資料室、他	教育委員会 19,542 m ²
とどろきアリーナ TEL 798-5000 等々力 1-3	メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、体育室、スポーツ情報室、他	教育委員会 21,677 m ²
生涯学習プラザ TEL 733-5560 今井南町 514-1	会議室 5、和室、研修室、多目的ルーム、フィットネスルーム、他	教育委員会 3,356 m ²
国際交流センター TEL 435-7000 木月祇園町 237-1	ホール(264席)、会議室 6、和室、料理室、交流サロン、茶室、レセプションルーム、ギャラリー、他	総務局 9,677 m ²
エポック中原(総合福祉センター) TEL 722-0185 上小田中 6-22-5	ホール(913席)、大会議室、会議室 3、和室、レストラン、他	健康福祉局 8,441 m ²
中小企業・婦人会館 TEL 422-2525 新丸子東 3-473-2	ホール(300席) 展示場、会議室 6、和室、実習室、資料室、相談室、ミーティングホール、トレーニング室、他	市民局 8,456 m ²
総合自治会館 TEL 733-1232 小杉町 3-1	ホール(250席)、会議室 5、特別室、談話コーナー 3、他	市民局 8,456 m ²
平和館 TEL 433-0171 木月住吉町 1957-1	ホール(屋内広場)、常設展示場、企画展示場スペース、会議室 3、研修室、資料室、体験コーナー、他	市民局 2,567 m ²

施設名称	主な内容	所管・面積
かわさき市民活動センター TEL 430-5566 新丸子東 3-473-2	会議室 2、フリースペース、図書コーナー、他	市民局 中小企業・婦人会館 2F
会館とどろき TEL 733-3333 宮内 4-1-2	大会議室 (130 人)、和室 2、特別会議室、洋室、茶室、体育室、ギャラリー、他	教育委員会 (財団法人川崎市教職員互助会)
長寿荘 TEL 777-6000 井田 3-16-2	客室 (和室 10)、大広間、会議室、浴場、クラブ室、他	健康福祉局 1,517 m ²
川崎市聴覚障害者情報文化センター TEL 798-8800 井田三舞町 14-16	情報機器利用室、研修室、スタジオ、調整室、交流室、相談室他	健康福祉局 (川崎市社会福祉協議会)

《高津区》

施設名称	主な内容	所管・面積
高津市民館 TEL 814-7603 溝口 1-4-1 11F	ホール (700 席)、会議室 6、体育室、 児童室、ギャラリー、和室、他	教育委員会 8,373 m ²
高津図書館 TEL 822-2413 溝口 4-16-3	図書室 (児童、一般)、閲覧室、郷土 資料室、体面朗読室、情報展示コーナ ー、他	教育委員会 2,196 m ²
プラザ橋 市民館分館 TEL 788-1531 図書館分館 TEL 788-1531 久末 2012-1	集会兼学習室、学習室、実習室、和室、 児童室、談話室、ギャラリー、図書館、 他	教育委員会 1,228 m ²
大山街道ふるさと館 TEL 813-4705 溝口 3-13-3	常設展示室、イベントホール、会議室、 和室、他	教育委員会 1,094 m ²
高津スポーツセンター TEL 813-6531 二子 3-15-1	大体育室、小体育室、研修室、トレー ニング室、武道室、ゲートボール場、 他	教育委員会 4,673 m ²
総合教育センター TEL 844-3600 溝口 6-9-3	研修室 6、会議室 4、スタジオ、学習 情報コーナー、研究室 4、技術系研修 室 6、他	教育委員会 7,740 m ²
男女共同参画センター (すくらむ 21) TEL 813-0808 溝口 2-20-1	ホール (887 席)、会議室、教養室、児 童室、研修室 4、交流室 2、相談室 2、 情報提供室、多目的室、調査研究室他	市民局 3,337 m ²
生活文化会館 (てくのかわさき) TEL 812-1090 溝口 1-6-10	ホール (96 席)、会議室、研修室 5、 実習室 5 (陶芸、洋裁、工作、理容・ 美容等)、和室、展示場、談話室、他	市民局 3,367 m ²
地名資料室 TEL 812-1102 溝口 1-6-10	資料整理室、資料閲覧室、展示コーナ ー他	教育委員会 生活文化会館 2F
川崎市民プラザ TEL 888-3131 新作 1-19-1	ホール (500 席)、会議室 12、温水プ ール、体育館、ギャラリー、宿泊室、 茶室、レストラン、他	市民局 12,780 m ²

施設名称	主な内容	所管・面積
かながわサイエンスパーク (KSP) TEL 819-2001 坂戸 3-2-1	ホール、会議室、ホテル、レストラン、 小區画オフィス、他	
子ども夢パーク TEL 811-2001 下作延 1500-16	全天候広場、フリースペース、スタジ オ 2、学習交流スペース、創作スペー ス、プレイパーク、ログハウス、他	教育委員会 9,871 m ²
高津老人福祉・地域交流センタ ー TEL 853-1722 末長 1098-1	大広間、クラブ室、他	健康福祉局

《宮前区》

施設名称	主な内容	所管・面積
宮前文化センター 市民館 TEL 888-3911 図書館 TEL 888-3918 宮前平 2-20-4	ホール (910 席)、会議室 5、学習室 5、 ギャラリー、閲覧室、自動車文庫、対 面朗読室、他	教育委員会 8,894 m ²
宮前市民館菅生分館 TEL 977-4781 菅生 5-4-11	集会室、学習室、和室、談話室、児童 室、他	教育委員会 413 m ²
青少年の家 TEL 888-3588 宮崎 105-1	プレイホール、プール、音楽室、創作 活動室、研修室、談話室、食堂、キャ ンプファイヤー場、他	教育委員会 4,569 m ²
宮前老人福祉センター TEL 877-9030 宮崎 2-12-29	大広間、会議室、浴場、ホール、工作 室、娯楽室、和室、栄養指導室、他	健康福祉局 1,191 m ²
宮前スポーツセンター TEL 976-6350 犬蔵 1-10-3	大体育室、小体育室、研修室 2、トレ ーニング室、プレイルーム、区民サロ ン	教育委員会 3,991 m ²
(仮称)有馬・野川地区生涯学 習拠点施設	整備計画中	教育委員会 1,200 m ² 程度

《多摩区》

施設名称	主な内容	所管・面積
多摩市民館 TEL 935-3333 登戸 1775-1	ホール(906席)、会議室7、学習室2、 児童室、実習室、和室、ギャラリー、 他	教育委員会 6,438㎡
多摩図書館 TEL 935-3400 登戸 1775-1	図書室(児童・一般)、閲覧室、対面 朗読室、お話の部屋、他	教育委員会 1,725㎡
多摩図書館管覧所 TEL 946-3271 菅 3-1-1 田代ビル3F・4F	閲覧室、他	教育委員会 522㎡
日本民家園 TEL 922-2181 枳形 7-1-1	展示建物(日本の代表的な民家25棟 を移築)、展示資料室、他	教育委員会 ※古民家延床 計 3,859㎡
青少年科学館 TEL 922-4731 枳形 7-1-2	プラネタリウム室、展示室、学習室、 実験学習室、天体観測室、収蔵室、他	教育委員会 1,468㎡
岡本太郎美術館 TEL 900-9898 枳形 7-1-5	展示室(常設、企画、テーマ)、ガイ ダンスホール、創作アトリエ、情報検 索コーナー、ビデオブース、他	教育委員会 4,993㎡
青少年創作センター (K・Cセンター) TEL 911-1510 三田 2-3303-1	陶芸室、情報学習室、料理室、和室、 美術工芸室、会議室、展示コーナー、 フレンドリールーム、他	教育委員会 2,211㎡
ニヶ領せせらぎ館 TEL 900-8386 宿河原 1-5-1	会議室、資料室、展示室、TRM 情報 サテライト、他	国土交通省京 浜河川事務所
伝統工芸館 TEL 900-1101 枳形 7-1-3	藍染の講習(学習室、展示室、作業室)、 他	環境局 202㎡
緑化センター TEL 911-2177 宿河原 6-14-1	都市緑化植物園、温室、植物の展示場、 講演会・展示会の開催	経済局 13,132㎡

施設名称	主な内容	所管・面積
多摩老人福祉センター TEL 935-2941 中野島 5-2-30	大広間、会議室、浴場、ホール、工作 室、栄養指導室、クラブ室、他	健康福祉局 1,685㎡
高齢社会福祉総合センター TEL 976-9001 長沢 2-11-1	会議室、研修室、ホール(100人)	健康福祉局
川崎市フルーツパーク TEL 945-0153 菅仙石 3-17-1	植物園	経済局
(仮称)多摩スポーツセンター	整備計画中	教育委員会
(仮称)藤子・F・不二雄ミ ュージウム	整備計画中	総合企画局

《麻生区》

施設名称	主な内容	所管・面積
麻生文化センター 市民館 TEL 951-1300 図書館 TEL 951-1305 万福寺 1-5-2	ホール(1010席)、会議室5、学習室4、 ギャラリー、閲覧室、対面朗読室、他	教育委員会 6,984㎡
麻生市民館岡上分館 TEL 988-0268 岡上 286-1	集会室、茶華道室、学習室、体育室、 図書室、児童室、他	教育委員会 800㎡
黒川青少年野外活動センター TEL 986-2511 黒川 313-9	宿泊棟、集会室、厨房棟、工作室、野 外炊事場、グラウンド、他	教育委員会 1,003㎡
麻生スポーツセンター TEL 951-1234 上麻生 3-6-1	大体育室、小体育室、研修室、トレ ーニング室、武道室、他	教育委員会 3,728㎡
麻生図書館柿生分館 TEL 986-6470 片平 3-3-1	閲覧室、学校図書館、他	教育委員会 300㎡
新百合トウェンティワン TEL 952-5000 万福寺 1-2-2 新百合 21ビル	多目的ホール、会議室 2、研修室 3、 ホール控室 2、他	教育委員会 (H19年4月よ り市民局・文化 財団に移管) 2,421㎡
ヨネッティー王禪寺 (王禪寺余熱利用市民施設) TEL 951-3636 王禪寺 1321	温水プール4、大会議室、会議室4、 リクリエーションルーム、多目的広 場、トレーニングルーム、他	環境局 9,856㎡
麻生老人福祉センター TEL 966-8958 金程 2-8-3	大広間、会議室、浴場、工作室、娛樂 室、ロビー、図書コーナー、運動場、 和室、他	健康福祉局 1,236㎡
川崎市アートセンター (H19年10月開設予定)	劇場(203席)、映像ホール(113席)、 映像編集室、録音室、工房、研修室、 他	市民局 1,908㎡

※上記資料は、市民局市民文化室が2005(平成17)年11月1日に作成したデータを基に、
加筆・修正をしたものです。この他に、こども文化センター59箇所、老人いこいの家(長
寿ケアホーム)47箇所などがあります。

IV 川崎市文化芸術振興条例

平成 17 年 3 月 24 日

条例第 8 号

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣などにおける人の往来と営みの中でその文化を育んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業
の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施
策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文
化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主
性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、
もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与するこ
とを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重
されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様な特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

（市民及び企業の役割）

第4条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

（文化芸術振興施策）

第5条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（他の施策への文化的視点）

第6条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

（文化芸術振興計画）

第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

（文化アセスメント）

第8条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会

議の評価（以下「文化アセスメント」という。）を受けなければならない。

- 2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。
- 3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。
- 4 市長は、振興計画の変更に当たっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

（文化芸術振興会議）

第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成17年9月15日規則第98号で平成17年10月1日から施行）

V 海外調査日程

日数	場所	日時		調査先	
1	成田発 ダブリン着	11月14日	火	移動(成田→パリ経由→ダブリン)	
2		11月15日	水	午前	アイルランド国立美術館
				午後	アイルランド現代美術館
3		11月16日	木	午前	パリマン再開発会社
				午後	テンプル・バー文化トラスト
4		11月17日	金	午後	文化・スポーツ・観光省
5		11月18日	土		資料整理・市内視察調査
6	ダブリン発 パリ着	11月19日	日		移動(ダブリン→パリ)
7	パリ発 ナント着	11月20日	月	午前	自治体国際化協会(CLAIR)パリ事務所
				午後	移動(パリ→ナント)
8		11月21日	火	午後～夜間	リユー・ユニーク
9		11月22日	水	午後	ロワール・アトランティック文化の家
10		11月23日	木	午後	ナント市文化局
11	ナント発 パリ着	11月24日	金	午前	ロワイヤル・ド・リュクス
				午後	移動(ナント→パリ)
12		11月25日	土	午前	MAC2006視察
				午後	資料整理・帰国準備
13	パリ発	11月26日	日		移動(パリ→成田)
14	成田着	11月27日	月		帰国

VI 研究会日程

日 程	内 容
7月10日	委嘱状交付式、第1回研究会（本市の文化政策の現状（市民文化室主査による講義）、今後の研究スケジュール等について）
7月31日	第2回研究会（ヒアリング調査に向けた質問内容等の確認） 兼ヒアリング調査①（総合研究開発機構（NIRA）澤井安勇氏）
8月8日	第3回研究会（具体的な調査対象の検討、ヒアリング調査の検討）
8月15日	第4回研究会（ヒアリング調査に向けた質問内容等の確認） 兼ヒアリング調査②（株式会社フォルムス 田中友章氏）
8月22日	第5回研究会（ヒアリング調査に向けた質問内容等の確認）
8月23日	第6回研究会兼ヒアリング調査③（市民文化パートナーシップかわさき 小倉敬子氏）
9月4日	第7回研究会（調査地、調査内容等の選定に向けた検討）
9月14日	第8回研究会（海外調査日程決定、調査地選定、調査内容等の検討）
9月29日	第9回研究会（ヒアリング調査に向けた詳細確認）
10月10日	第10回研究会兼ヒアリング調査④（渡辺治建築都市設計事務所 渡辺治氏）
10月17日	第11回研究会（視察地及び旅程の最終決定、海外活動支援申込について、質問について、中間報告会に向けた意見交換）
10月24日	第12回研究会（中間報告会準備）
10月25日	中間報告会
11月6日	第13回研究会兼ヒアリング調査⑤（政策研究大学院大学 井汲真佐子氏）
11月7日	第14回研究会（海外視察に向けた最終準備）
11月14日 ～11月27日	海外調査（アイルランド・ダブリン市、フランス・ナント市）
12月11日	第15回研究会（海外調査報告）
12月25日	第16回研究会（海外調査まとめ、意見交換会準備）
1月9日	第17回研究会兼ヒアリング調査⑥（のぼりとゆうえん隊との意見交換会）
1月10日	第18回研究会（報告書作成；報告書構成案確認）
1月29日	第19回研究会（報告書作成；報告書構成案確認）
2月16日	第20回研究会（報告書作成；報告書草案確認）
2月28日	第21回研究会（報告書作成；報告書草案確認）
3月7日	第22回研究会（報告書作成；報告書草案確認）
3月16日	第23回研究会（報告書作成；プレ完成版修正作業）
3月23日	第24回研究会（報告書作成；プレ完成版修正作業）
3月29日	第25回研究会（報告書作成；詳細確認）

お世話になった方々

Mr. Jonathan Baum
Mr. Jean Blaise
Mr. Jean-Louis Bonnin
Ms. Joanne Drum Bourke
Mr. Philippe Coutant
Ms. Marion Echevin
Ms. Janice Hough
Mr. Mark Maguire
Ms. Grainne Millar
Ms. Aisling Prior
Ms. Christine Sisk
Mr. Roland Thomas
飯笹 佐代子 氏
井波 真佐子 氏
出月 秀明 氏
岩崎 風渡 氏
小倉 敬子 氏
小林 均 氏
澤井 安勇 氏
田中 友章 氏
那須野 秀和 氏
沼口 久美子 氏
野口 喜久夫 氏
増山 士郎 氏
渡辺 治 氏
のぼりとゆうえん隊
梶谷 有華 氏
棚橋 匡 氏
川崎市総務局交流推進課
川崎市市民局地域生活課
川崎市市民局市民文化室
川崎市川崎区役所地域振興課
川崎市多摩区役所総務企画課
川崎市教育委員会事務局教育施設課
川崎市市民ミュージアム
川崎市総合企画局自治政策部

翻訳・通訳者
Le Lieu Unique, Scène Nationale de Nantes
Direction Générale à la Culture de Nantes
National Gallery of Ireland
Maison de la Culture de Loire-Atlantique
Maison de la Culture de Loire-Atlantique
Irish Museum of Modern Art
Irish Museum of Modern Art
Temple Bar Cultural Trust
Ballymun Regeneration Ltd.
Department of Arts, Sport & Tourism
Royal de Luxe
総合研究開発機構 (NIRA)
政策研究大学院大学
アーティスト
自治体国際化協会 (CLAIR) ロンドン事務所
市民文化パートナーシップかわさき
JFE 都市開発株式会社
総合研究開発機構 (NIRA)
株式会社フォルムス
自治体国際化協会 (CLAIR) パリ事務所
通訳者
川崎市議会事務局調査課
アーティスト
株式会社渡辺治建築都市設計事務所

川崎市都市政策課題専門調査員
川崎市都市政策課題専門調査員

報告書名

21世紀の文化政策を考える

～アートがまちをつくる、まちがアートになる～

平成18年度 政策課題特別研究報告書

発行日 平成19年3月31日発行

発行 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577

電話 (044) 200-2094

FAX (044) 200-3800



音楽のまち・かわさき

川崎市総合企画局自治政策部

〒210 - 8577

川崎市川崎区宮本町1

電話 (044) 200-2094 定価 500 円